

C.効果促進事業 基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市區町村名／ 港湾・地区名			事業実施期間(年度)			全体事業費 (百万円)		個別施設計画 策定期間
											R03	R04	R05	R06	R07	R04	R05	R06	R07
一貫的に実施することにより期待される効果 備考																			
住環境整備事業	C16-186	住宅	一般	大川市	直接	市	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	大川市	■	■	■	■	■	■	3	—
街なみ環境整備事業と一貫的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																			
C16-187	住宅	一般	大川市	間接	民間	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	大川市	■	■	■	■	■	■	0	—	
街なみ環境整備事業と一貫的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																			
C16-188	住宅	一般	中間市	直接	市	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	中間市	■	■	■	■	■	■	0	—	
街なみ環境整備事業と一貫的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																			
C16-189	住宅	一般	中間市	間接	民間	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	中間市	■	■	■	■	■	■	0	—	
街なみ環境整備事業と一貫的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																			

C.効果促進事業 基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市區町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)			全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定期間
												R03	R04	R05	R06	R07	
一括的に実施することにより期待される効果																	
住環境整備事業	C16-190	住宅	一般	太宰府市	直接	市	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	太宰府市	■	■	■	■	44	—
街なみ環境整備事業と一括的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																	
住環境整備事業	C16-191	住宅	一般	太宰府市	間接	民間	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	太宰府市	■	■	■	■	0	—
街なみ環境整備事業と一括的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																	
住環境整備事業	C16-192	住宅	一般	うきは市	直接	市	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	うきは市	■	■	■	■	0	—
街なみ環境整備事業と一括的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																	
住環境整備事業	C16-193	住宅	一般	うきは市	間接	民間	—	—	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業：イベント・ワクショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成等	うきは市	■	■	■	■	0	—
街なみ環境整備事業と一括的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もつて観光客数・交流人口の増加に資する。																	

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R03		
配分額 (a)	0		
計画別流用増△減額 (b)	0		
交付額 (c=a+b)	0		
前年度からの繰越額 (d)	0		
支払済額 (e)	0		
翌年度繰越額 (f)	0		
うち未契約繰越額 (g)	0		
不用額 (h = c+d-e-f)	0		
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	0		
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由			

※各年度の決算額が確定後、随時記載。
 ※また、予算確保の状況や用地買収の進捗などによる変更が生じたため、整備計画は随時見直しを行っている。

事前評価チェックシート

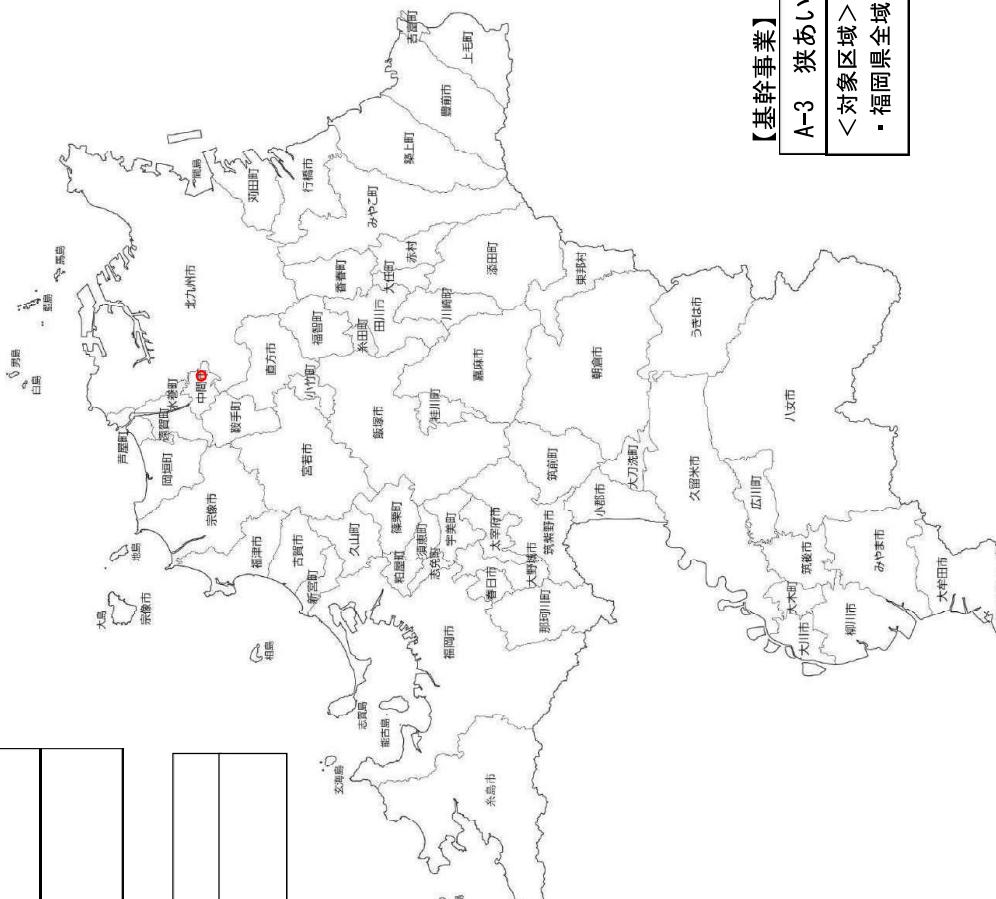
計画の名称：福岡県住宅・住環境整備計画（第3期）

事	前	評	価	チェック欄
I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。				○
I. 目標の妥当性 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。				○
I. 目標の妥当性 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。				○
I. 目標の妥当性 ★④実施する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。				○
I. 目標の妥当性 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。				○
I. 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。 II. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。				○
I. 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。 II. 計画の効果・効率性 ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。				○
II. 計画の効果・効率性 ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。				○
II. 計画の効果・効率性 ④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。				○
II. 計画の効果・効率性 ⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。				○
II. 計画の効果・効率性 ⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。				○
II. 計画の効果・効率性 ⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。				○
III. 計画の実現可能性 ★①事業熱度が十分である。				○
III. 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。				○

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

社会资本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第3期） 令和3年度～令和7年度（5年間）		交付対象	福岡県他58事業主体			
計画の期間							
【基幹事業】							
A-2 街なみ環境整備事業 ＜対象区域＞ ・福岡県全域							
【効果促進事業】							
C-5 街なみ環境整備促進事業 ＜対象区域＞ ・福岡県全域							
【基幹事業】							
A-3 换わい道路整備等促進事業 ＜対象区域＞ ・福岡県全域							



ちいきじゅうたくくいかく
地域住宅計画
(福岡県全地域 第4期)

(第1回変更)

福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、かすが市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、柏屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

令和4年3月

地域住宅計画

計画の名称	福岡県全地域 第4期
都道府県名	福岡県
作成主体名	

卷之三

百
醫
點

○老朽・狭小化し居住環境が悪化した公営住宅及び改良住宅は、計画的に建替及び改善事業を実施しているが、昭和40～50年代に建設された居住環境の改善が必要である。

○既存ストックを活用し、居住機能の集約化や生活支援施設の併設を通じて団地の再生を推進する必要がある。

○公営住宅の入居に関しては、収入超過者、高額所得者、地位承継による長期入居者、高い応募率など公営住宅に入居を希望している世帯と入居している世帯とに分かれ、団地内でのコミュニティ活動等に支障が生じているため、住宅市街地全体として一体的な整備をする必要がある。

○不景気の間に不公平感が生じている。また、高齢者の単身又は二人世帯の割合が高くなっている。また、これらに対処する対策が必要である。

○不景気住宅が集合すること等により生活環境の整備が進んでいない住宅市街地において、住環境の改善を図るために、住宅市街地全体として一体的な整備をする必要がある。

○空き家住宅の集積が居住環境や地域の活性化を阻害しているため、不良住宅の除却、空き住宅の適正管理と利活用を推進していく必要がある。

○既存ストックによる世帯促進、居住環境の向上が十分でないため、住宅の大半を占める持ち家も含めて促進する必要がある。

○既存ストックによる世帯と住宅マッチングによる解消、中古住宅の流通促進、住宅性能表示制度の普及促進、住宅マシンションの大規模改修や建替に関する情報提供などの施策推進が必要である。

○少子化の進行に対して、子育て支援等の対応が必要である。

3. 計画の目標

『多様なニーズに応える環境づくりと住宅セーフティネットの充実』
 『将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成』
 『地域での豊かな居住感覚を実感できる良好な居住環境づくり』
 『住情報提供や消費者利益の擁護の充実と住生活産業等の活性化』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値		基 準 年 度	目 標 値	目 標 年 度
			従前値	基 準 年 度			
1. バリアフリー化公営住宅等の割合	%	県内の公営住宅及び改良住宅等(コミュニケーションツイナー住宅を含む)における住戸のバリアフリー化(手すり設置、段差解消、廊下幅のうち2つ以上)の割合	36%	R3	41%	R7	R7
2. 県内の住宅における耐震化率	%	県内の住宅における一定の耐震性を有する住宅の割合(従前値及び目標値については、基準年度及び目標年度時点で把握できる最新の住宅・土地調査の統計数値を使用(従前値:H30調査、目標値:R5調査)を使用)	90%	R3	100%	R7	R7
3. 居住環境に対する満足率	%	福岡県住生活総合調査における居住環境に対する満足率(従前値及び目標値については、基準年度及び目標年度時点で把握できる最新の調査結果を使用(従前値:H30調査、目標値:R5調査)を使用)	72%	R3	80%	R7	R7
4. 住宅相談の年間件数	件	(一財)福岡県建築住宅センターで行う住宅相談の年間相談件数	1991件	R3	3000件	R7	R7

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要	
1-1 公営住宅等整備事業	○老朽・狭小化した公営住宅の居住環境の改善を図るため、公営住宅建替事業等を実施する。
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業	○陳腐化した公営住宅の環境改善を図るため、公営住宅ストック総合改善事業等を実施する。
1-3 地域優良賃貸住宅整備事業	○子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯、居住環境が良好な賃貸住宅の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住者のため地域優良賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸事業等を実施する。 中間市 (中鶴地区) の費用便益比(B/C) = 0.929
1-4 公的賃貸住宅賃料低廉化事業	○公的賃貸住宅賃料低廉化事業を実施する。
1-5 住宅地区改良事業等	○住環境の改善を図るため、住宅地区改良事業等を実施する。 ○居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、空き家再生等推進事業により、以下の区域の不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び活用を推進する。 区域内の空き戸数62,075戸 飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、大野城市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、芦屋町、遠賀町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、上毛町、築上町
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため、住宅確保要配慮者賃貸住宅改修事業を実施する。
(2) 対象事業の概要	
2-1 公営住宅改善関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、公営住宅の機能向上に資する事業等を実施する。
2-2 住宅地区改良事業等関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、改良住宅の機能向上に資する事業等を実施する。
2-3 公的賃貸住宅アスベスト調査事業	○公的賃貸住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅、単独住宅等）においてアスベスト含有の可能性がある建材に対する分析調査を実施する。
2-4 既存建築物除却事業	○老朽化等により周辺の住環境に悪影響がある場合に、既存の公的賃貸住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅、単独住宅等）及び民間建築物の除却を実施する。
2-5 その他公的賃貸住宅関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、地域優良賃貸住宅、単独住宅等の機能向上に資する事業等を実施する。
2-6 住宅政策開発計画策定等	○住宅政策の目標の実現に向けた各種計画策定、調査等を実施する。
2-7 定住促進関連事業	○地域の活性化や良好なコミュニティを形成するため、定住を促進する事業（住宅新築購入助成等）を実施する。
2-8 福祉・安全・環境関連事業	○住みやすい街づくり、住環境の向上を図るために高齢者用の緊急通報装置設置の補助等を実施する。 ○環境に配慮した住まいを供給するため、省エネ性能の向上に資する事業等を実施する。
2-9 災害対応関連事業	○公的賃貸住宅の災害対応に伴う測量試験、工事の実施や、浸水被害を軽減するため宅地嵩上げ補助事業等を実施する。
2-10 住宅情報提供推進事業	
○多様な情報の中から個々のニーズに応じた情報を適切に選択できるよう、住情報を提供するとともに、住宅に関するトラブルやリフォーム等に係る相談を実施する。 ○高齢者等が安心して生活できる住宅の確保を図るため、居住支援協議会による住宅情報提供等に係る事業を実施する。 ○環境に配慮する専門家の派遣による多世代居住の促進を図るため、若い世帯への住宅支援等に係る事業を実施する。 ○良質な住宅づくり及び高齢者、子育て世帯等が共に暮らすことができる。また、子育て世帯への住宅支援等に係る事業を実施する。 ○中古住宅市場、リフォーム市場等の活性化を図るために、建物検査、リフォーム、住み替え等に係る事業を実施する。 ○地域住宅産業に配慮した近代化を図るために、技術研修会等を実施する。 ○省エネ等環境導入の意識向上と主催者の取組みを促進するため、空き家利活用補助等>	
2-11 ふくおか県産材家づくり推進事業	○地域住宅産業の育成・活性化及び循環型社会の形成を図るため、県産材等を活用した良質な木造住宅等へ助成する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(3) 地域優良賃住宅の実施について

<事業の概要>

- ・子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に基づく子育て世帯向け住宅を供給する。
- ・都市再生良好な環境が良好な居住環境が良好な世帯向け住宅を供給する。

<地域優良賃住宅促進に関する事項>

- ・整備を促進する都市及び中核市にあつては独自に定める地域住宅計画等による）
・民間、公社供給（子育て支援タイプを含む）：県内全域
・機構供給：現に都市再生機構の存する区域（都市再生機構が今後供給を予定している区域）

・特別な事情のため入居させることが適当と認められる場合

- ・民間、公社供給（子育て世帯に被災を受けた者）

- 1 母子・父子世帯（地震等災害等に被災する者）

- 2 母子・父子世帯（配偶者有者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する者）

- 3 外国人人世帯（配偶者有者から保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者）

- 4 DV被害者世帯（配偶者有者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する者）

- 5 被害者世帯（犯罪被害者等基本法（平成14年法律第105号）第2条に規定する者）

- 6 犯罪被害者世帯（犯罪被害者等基本法（平成14年法律第105号）第2条に規定する者）

- 7 ホームレス世帯（木一ムレスの自立の支援等に関する法律（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）

- 8 失業者世帯（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）※公共供給型に限る

- 9 UJ1ターン世帯（当該市町村以外から転入する者）※公共供給型に限る

(4) その他（関連事業など）

<福岡県、福岡県内の市町村、住宅金融支援機構九州支店、独立行政法人都市再生機構九州支社、地方住宅供給公社、（一財）福岡県建築住宅センターをもつて構成する福岡県地域住宅協議会にて公的賃貸住宅等の整備に關して必要な措置について協議する。>

- ・民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住の安定を図る。

- ・福岡県内の区域においては、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等を推進する。

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(全額①単位は百万円)

基幹事業 事業	事業主体 細項目	交付金算定 事業費	
		交付期間内 事業費	交付対象事業費
1-1 公営住宅等整備事業	福岡県、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、筑後市、行橋市、春日市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、新宮町、粕屋町、芦屋町、水巻町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、劉田町、みやこ町、上毛町	29,522	29,522
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業	福岡県、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、大野城市、宗像市、古賀市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、香春町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、広川町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、劉田町、みやこ町、吉富町、篠上町	18,845	18,845
1-3 地域優良賃住宅整備事業	福岡県 飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、中間市、福智町、糸田町、桂川町、香春町、みやま市、新宮町、芦屋町、桂川町、筑前町、大刀洗町、香春町、みやこ町、吉富町	0	0
1-4 公的賃住宅家賃低廉化事業	福岡県 飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大任町、福智町、糸田町、桂川町、香春町、みやま市、新宮町、芦屋町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、劉田町、篠上町	748	748
1-5 住宅地区改良事業	福岡県 福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、宇美町、篠栗町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、大任町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、劉田町、篠上町	0	0
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	福岡県 合計	0	0
合計		59,707	61,573
提案事業 事業	事業主体	交付金算定 事業費	
		交付期間内 事業費	交付対象事業費
2-1 公営住宅改善関連事業	福岡県、大牟田市、八女市、筑後市、小郡市、新宮町、芦屋町、吉富町	1,153	1,153
2-2 住宅地区改良事業等関連事業	福岡県、大牟田市、田川市、岡垣町、大任町	13	13
2-3 公的賃住宅アスベクト調査事業	中間市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、芦屋町、鞍手町、劉田町	692	692
2-4 既存建築物除却事業	大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、官若市、嘉麻市、みやま市、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、東峰村、広川町、香春町、添田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、劉田町、みやこ町、上毛町	840	840
2-5 その他公的賃貸住宅関連事業	豊前市、芦屋町	129	129
2-6 住宅政策関連計画策定等	福岡県、直方市、田川市、筑後市、福津市、宮若市、篠栗町、芦屋町、大任町	156	156
2-7 定住促進関連事業	飯塚市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、中間市、宗像市、宮若市、みやま市、那珂川市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町、香春町、吉富町	1,563	1,563
2-8 福祉・安全・環境関連事業	直方市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、宗像市、太宰府市、うきは市、みやま市、糸島市、新宮町、芦屋町、遠賀町、小竹町、大刀洗町	90	90
2-9 災害対応関連事業	朝倉市	77	77
2-10 住宅情報提供推進事業	福岡県、宗像市、那珂川市	591	591
2-11 ふくおか県材家づくり推進事業	福岡県	98	98
合計		5,372	5,372

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等(参考資料:事業主体別一覧)

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

【配慮入居者】

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保する者（配慮入居者）ができない特定優良賃貸住宅のストックを有効活用し、1又は2のいずれかに定める住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。

この場合親族住宅等による要件は問わない。

1. 特定入居者において特定入居資格、または優先入居資格に該当する者

2. 以下下の世帯（18歳未満ものの、各種控除を受け所得要件が下回る者）

①子育て世帯（18歳未満の同居する児童がいる世帯）
②一定の収入がある者
③親子で隣居を希望する者

④最低居住水準未満世帯の入居者

⑤法人契約（入居者との連名契約に限る）で入居する者
⑥マンション等の建替え等のために一時的な仮住居を必要とする者
⑦マンションの建替えの建替に係るマシンションの賃借人

【賃貸に関する事項】

【賃貸に関する事項】
配慮入居供給公社が建設した特定優良賃貸住宅及び平成18年度までに認定された特定優良賃貸住宅の空家を賃貸する。
岡県住宅

8-2. 法第6条第7項又は地域優良賃貸制度要綱第17条の規定に基づく配慮入居者及び地域優良賃貸住宅（一般型）の質質に関する事項

【配慮入居者】	多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を推進するため、入居者を確保することができない地域優良賃貸住宅のストックを有効活用し、住宅の確保に特に配慮を要する者（配慮入居者）への入居を認める。 この場合親族同居世帯（所得月額0円～487,000円） ①子供（同居者に18歳未満の者又は妊娠している者がいる世帯） ②新婚世帯（配偶者（事実婚及び予定者を含む）を得て5年以内の者） ③育児世帯 ④高齢者世帯 ⑤障害者世帯 ⑥母子・父子世帯 ⑦外国人世帯 ⑧DV被害者世帯 ⑨親子で隣居水準の入居者 ⑩最低居住水準等の建替えの者 ⑪マンションの建替えの者 ⑫公営住宅の収入超過除去等による者 ⑬公営住宅、不良住宅の取り扱いによる者 ⑭災害、住宅法第2条第1号に規定する公営住宅建替事業による者 ⑮公営住宅の除去による者 ⑯都市計画事業等による者 ⑰執行に伴う住宅の除去による者 ⑱収用認定事業者等による者 【質質に関する事項】 配慮入居者に対する対応として、福岡県が平成19年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅（一般型）及び平成23年度以降に認定を行った地域優良賃貸住宅供給公社が建設したものと含む。）
---------	--

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- 既存ストックを活用した効率的な公的賃貸住宅供給促進を図るため、特定優良賃貸住宅等の用途を廃止し、高齢者向け優良賃貸住宅として使用する場合、高齢者向け優良賃貸住宅の加齢対応構造部分に係る基準を緩和する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	大川市	区域名	小保・榎津
区域現況	区域の概況				<p>大川市の中心市街地の南端側に位置する小保・榎津地区は、旧柳川藩と旧久留米藩の藩境のまちで、国指定重要文化財の旧吉原家住宅や市有形文化財の高橋家住宅をはじめとした江戸期からの歴史的な町並み景観を有しており、本市の基幹産業である木工業発祥の地でもあり昔ながらの職人の生活が残っている状況である。</p> <p>近年、町家建築の建替えが進行し、町並みとしての一体性に欠ける場所も目立つようになっている。しかし、依然として町並みとそれを構成する上質の町家が多数残されている。小保・榎津地区の固有性が活かされる住環境の形成に向けて、町並みの連続性の回復を図りつつ、残された町並みの保存に取り組んでいくことが求められている。</p>
	道路の現況				<p>小保・榎津地区の道路網は、藩政期の街路構成を継承するものであり、主軸をなす2つの道筋は、美装化が行われ、地元住民の暮らしにうるおいを与えていている。沿道の町並みの中には国指定重要文化財である旧吉原家住宅、市有形文化財である高橋家住宅等が位置し、主軸の道筋がこれら建造物を訪れるアプローチ道路としての役割も担っている。更に、町並みを舞台とした地元イベント「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」がこの道筋を中心を開催され、多くの来訪者が訪れている。</p> <p>一方、この2本の主軸以外にも歴史的街路を構成する道路が見られるが、未整備の箇所があり、地元住民や来訪者が楽しく回遊できる道路空間の整備が課題となっている。</p>
	公園等の現況				<p>小保・榎津地区の西側には藩境のまち広場（小保）が整備され、東側には休憩所がある藩境のまち広場（榎津）が整備されている。これらの広場については、駐車場が併設され、来訪者をもてなす小公園としての活用が期待されている。</p> <p>一方、城山公園においては、老朽化が目立ち、榎津城跡である由来も伝わる公園になっていない。地元住民の憩いの場、榎津城跡の来訪者をもてなす公園として、その再整備が課題である。</p>
	地区住民のまちづくり活動の概要				<p>平成21(2009)年に発足した「藩境のまちづくりを考える会」は、『藩境のまちづくり宣言』を掲げ、『小保・榎津 藩境まちづくり構想』を策定し、藩境のまちとしての歴史を活かしたまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>主な活動として、伝統的建造物群保存地区の先進地視察や「藩境のまち 肥後街道宿場を歩く」にて大川木工母胎のまちをアピールするための「まちんなか博物館」という企画運営に取り組んでおり、同イベント時には多くの人々が訪れている。</p>

区域の整備に関する基本計画	整備の目標		伝統的建造物の保存と町並みの連続性の回復を図り、小保・榎津地区の住民に郷土に対する誇りと快適な生活環境を提供する取り組みを通して、人々が定住し、来訪者にとって魅力のある小保・榎津の実現を整備目標とする。
	整備の時期		平成26年度～令和5年度（10ヵ年）
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>市道庄分町津村口線において県道若津港線から県道新田榎津線までのうち、自然色舗装による美装化が済んでいない路線の美装化を同整備水準で実施する。</p> <p>その他道路（区域内の市道中ノ船津線、市道中ノ船津新町線、市道矩手上町市場線、市道横町線、市道浦町中ノ船津線、市道城町本町線、市道本町中ノ船津線）についても、地元住民や来訪者が歩きやすい道路としての整備を実施する。</p> <p>これら道路整備を通して、沿道の伝統的町家を活用した取り組みを誘発し、市民及び来訪者に対し、町並みの顕在化を図る。</p>
		小公園等	小公園は、小保・榎津地区の歴史を表現し、あるいは町並みと調和したオープンスペースとして整備する。地元住民にとっては身近な憩いの場となり、来訪者にとっては、まちを散策する中で休息できるオープンスペースとしての整備活用を図る。
		地区防災施設	小保・榎津地区の町並みを火災から守るために、消防用の屋外消火栓の設置に取り組む。
		生活環境施設	生活環境施設は、小保・榎津地区の主軸を構成する2つの道筋沿いに点在する既存の伝統的建造物の有効活用を基本とする。整備にあたっては、当該伝統的建造物を取得し、復原修理を基本としつつ、地元住民によるまちづくりの活動拠点として活用できる地域交流施設の整備を実施する。また、その公開活用にあたっては、旧吉原家住宅との連携に努める。
		その他	大川市公共サイン計画（平成25年6月策定）に基づき、伝統的建造物や歴史的な通りの交差点など重要な地点において、その歴史性を容易に認識し理解できる案内サイン、歩行者系誘導サイン、定点サイン、車両系誘導サインの設置に取り組む。
	関する住宅等の整備に関する基本事項	住宅等	<p>「大川市小保・榎津伝統的町並み調査報告（平成10年3月）」で抽出された伝統的建造物を修理・修景し、町並みの歴史的風致の維持向上を図る。</p> <p>伝統的建造物以外の一般住宅及び外構等の修景については、伝統的町並みにふさわしい形態・意匠として修景し、周囲の景観との調和を図る。</p>
	その他の事項		地区住民で構成されている「藩境のまちづくりを考える会」の活動を支援する。

【位置図】

区域名または地区名

小保・榎津地区

市町村位置図

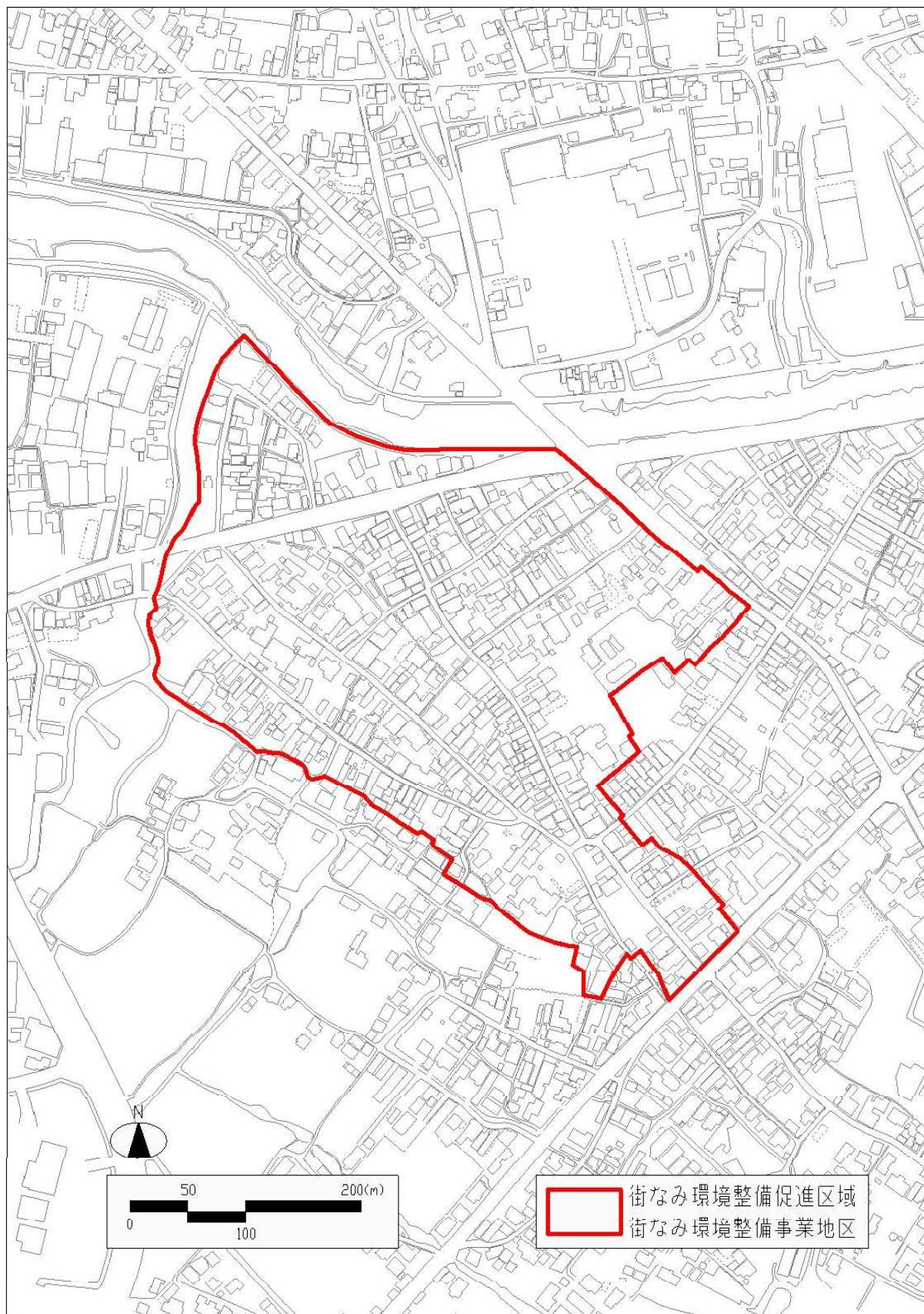


小保・榎津地

【区域図】

区域名又は地区名

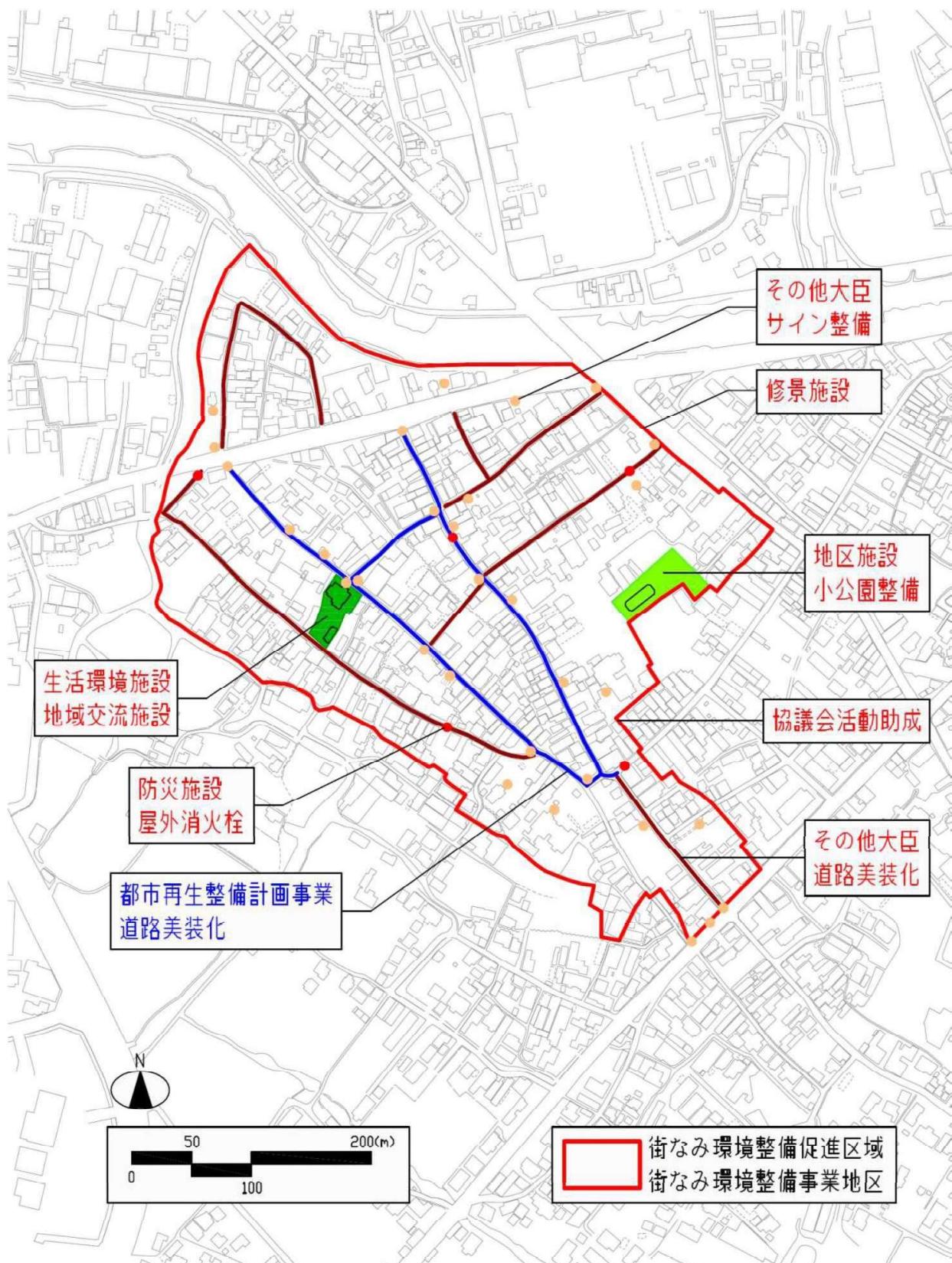
小保・榎津地区



【整備方針図】

地区名

小保・榎津地区



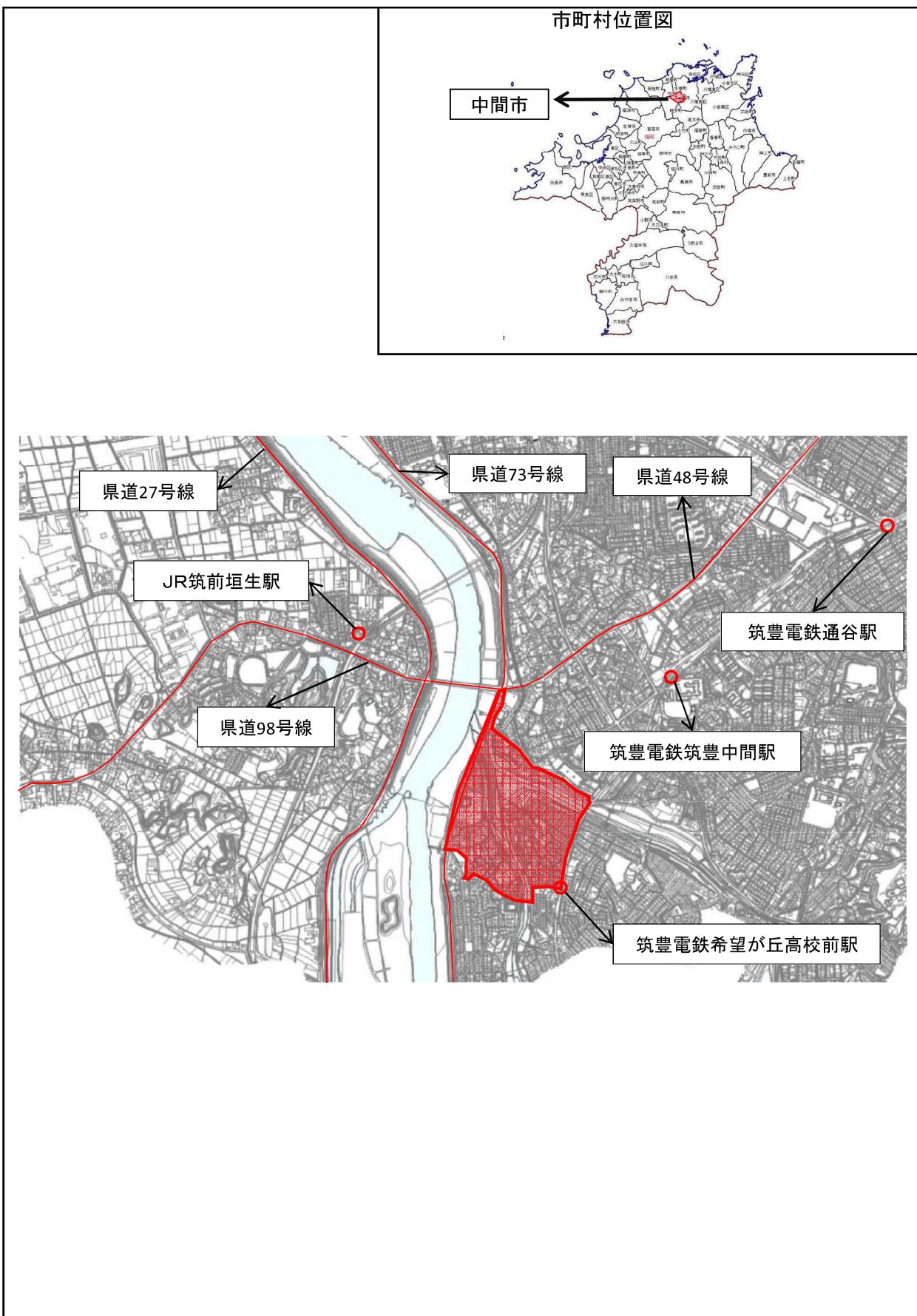
街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	中間市	区域名	土手ノ内		
区域現況	区域の概況			<p>中間市土手ノ内地区は、日本の近代化を鉄鋼業分野で牽引した官営八幡製鐵所に工業用水を供給する遠賀川水源地ポンプ室が所在し、ポンプ室の操業開始とともに従業員官舎や周辺の炭鉱従事者が集まり、住宅地が形成・発展した歴史がある。</p> <p>中間市土手ノ内地区は、遠賀川と世界遺産遠賀川水源地ポンプ室を眺望できる景観を含んだエリアである。</p> <p>区域内は、第1種住居地域、第2種低層住居専用地域となっており、区域の東側境には、教育施設と北九州市八幡西区と直方市を結ぶ筑豊電気鉄道電停がある。世界遺産登録後は、通勤通学以外に観光客の利用も増加しており、閑静な住宅街の様相が変わりつつある。</p> <p>本市は、平成26年に中間市景観計画の策定を行い、遠賀川水源地ポンプ室を市景観重要建造物に指定し、土手ノ内地区を遠賀川の自然と歴史ある景観を守る重要な地区と定めている。</p>			
	道路の現況			<p>当該区域には、幹線道路の県道73号線が南北に貫通しているが、その他の道路は市道であり、区域の中核をなす遠賀川水源地ポンプ室に面した市道は離合が困難となっている。さらに幹線道路と市道の接続部は慢性的な交通渋滞を起こしている。</p>			
	公園等の現況			<p>当該区域には公園は3箇所に所在する。また、区域内を流れる一級河川水系の河川敷は地域住民の憩いの場となっている。</p>			
	地区住民のまちづくり活動の概要			<p>当該地区では、地区住民の清掃活動が定期的に行われている。また、世界遺産登録への取組みを契機に地区の歴史を学ぶ学習会も開催されている。</p>			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標			<p>世界遺産登録を契機とした観光客の流入による生活環境への悪影響（違法駐車、交通渋滞、歩行者の増加）を改善し、地区住民が世界遺産をシンボルとして愛情と誇りを有するゆとりとういのある良好な街なみを整備する。</p>			
	整備の時期			<p>平成28年度～令和9年度</p>			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>整備区域周辺の交通渋滞の解消や案内表示等による違法駐車対策を図る。</p>				
		小公園等	<p>整備方針に基づき、地区住民の交流促進の場として活用し、良好な街なみを整備する。</p>				
		景観重要建造物等	<p>人々の交流と住環境の共存を目指したまちづくりを推進するため、まちづくりのシンボルである世界遺産遠賀川水源地ポンプ室（景観重要建造物）の整備を行い、世界遺産をはじめとする歴史遺産を活かした良好な景観の維持・保全を図る。</p> <p>整備にあたっては、景観法及び官営八幡製鐵所管理保全計画書に基づく世界遺産価値を保全するための整備方針について、世界遺産条約による管理保全の関係機関への報告・承認を経て、ユネスコ世界遺産委員会への報告や所有者との協議を重ねながら進めていく必要がある。</p>				
	住宅等の整備に関する基本事項	その他	<p>来訪者が地域住民の住環境に悪影響を与えることなく地域の資産を見学できるよう案内表示等を設置し活用している。また、世界遺産のある街なみ景観に調和した、郷土愛につながるストリートファニチャー等の整備や道路美装化を行う。</p>				
		住宅	<p>第1種住居地域と第2種低層住居専用地域であることと、市景観計画や屋外広告物条例による規制が設けられている。</p>				
		敷地	<p>都市計画法の用途地域に基づき敷地の制限が行われている。</p>				
その他の事項							

【位置図】

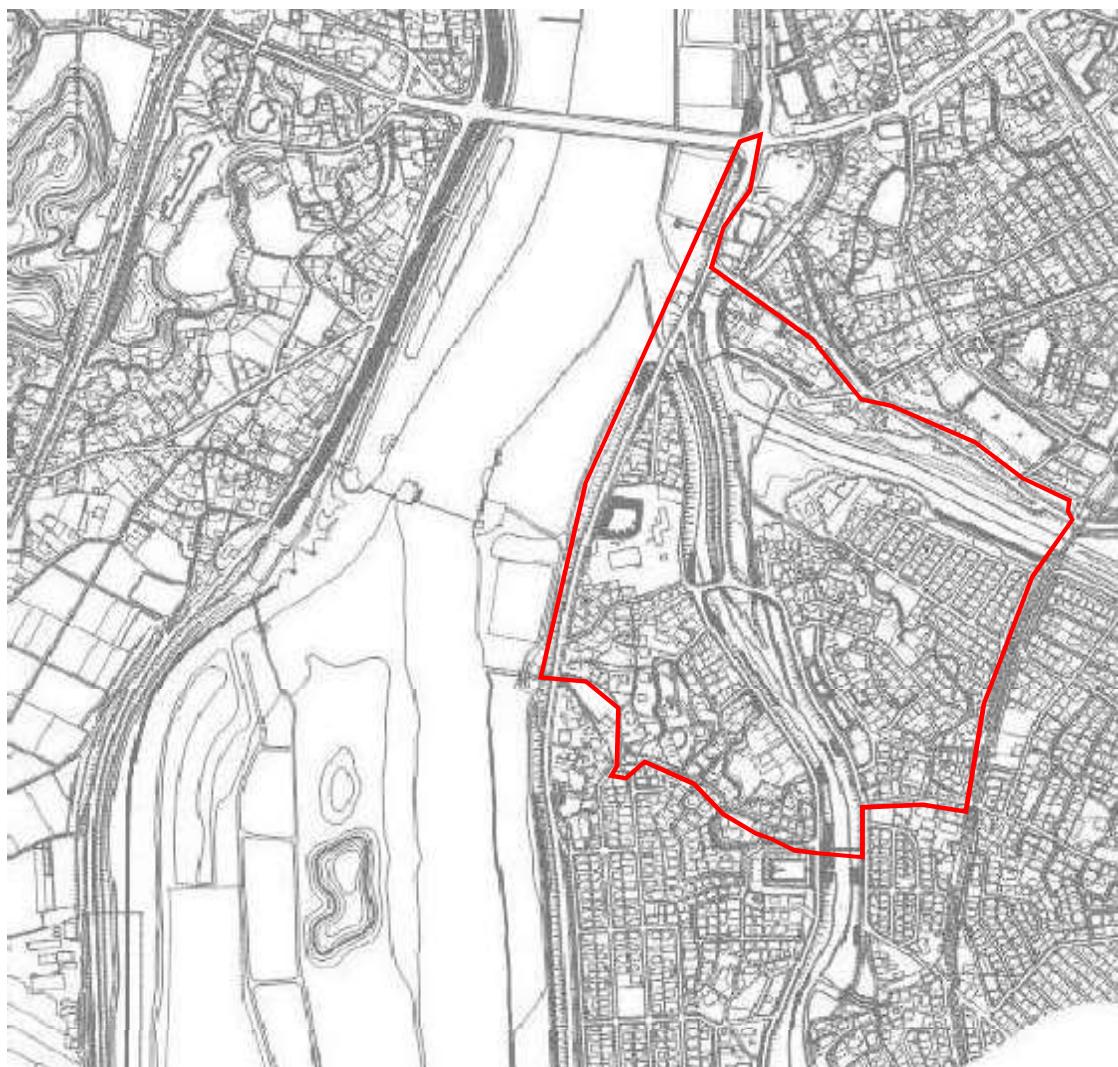
区域名または地区名

土手ノ内地区



【区域図】

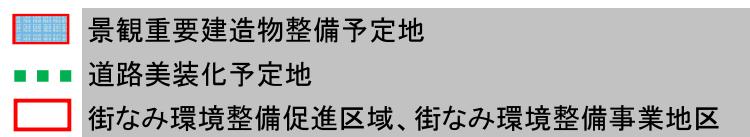
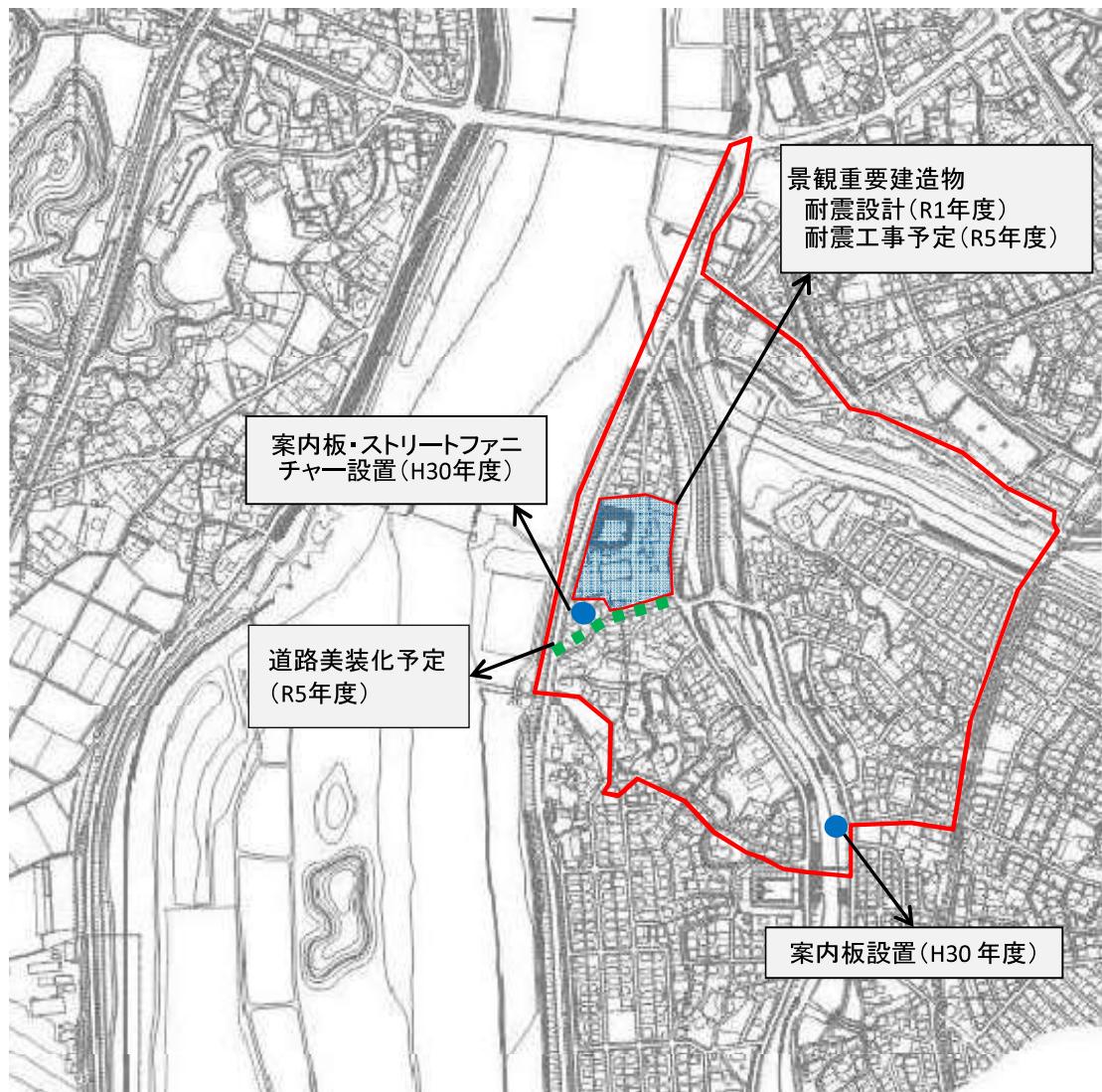
区域名又は地区名	土手ノ内地区
----------	--------



○ 街なみ環境整備促進区域、街なみ環境整備事業地

【整備方針図】

地区名	土手ノ内地区
-----	--------



街なみ環境整備方針説明書

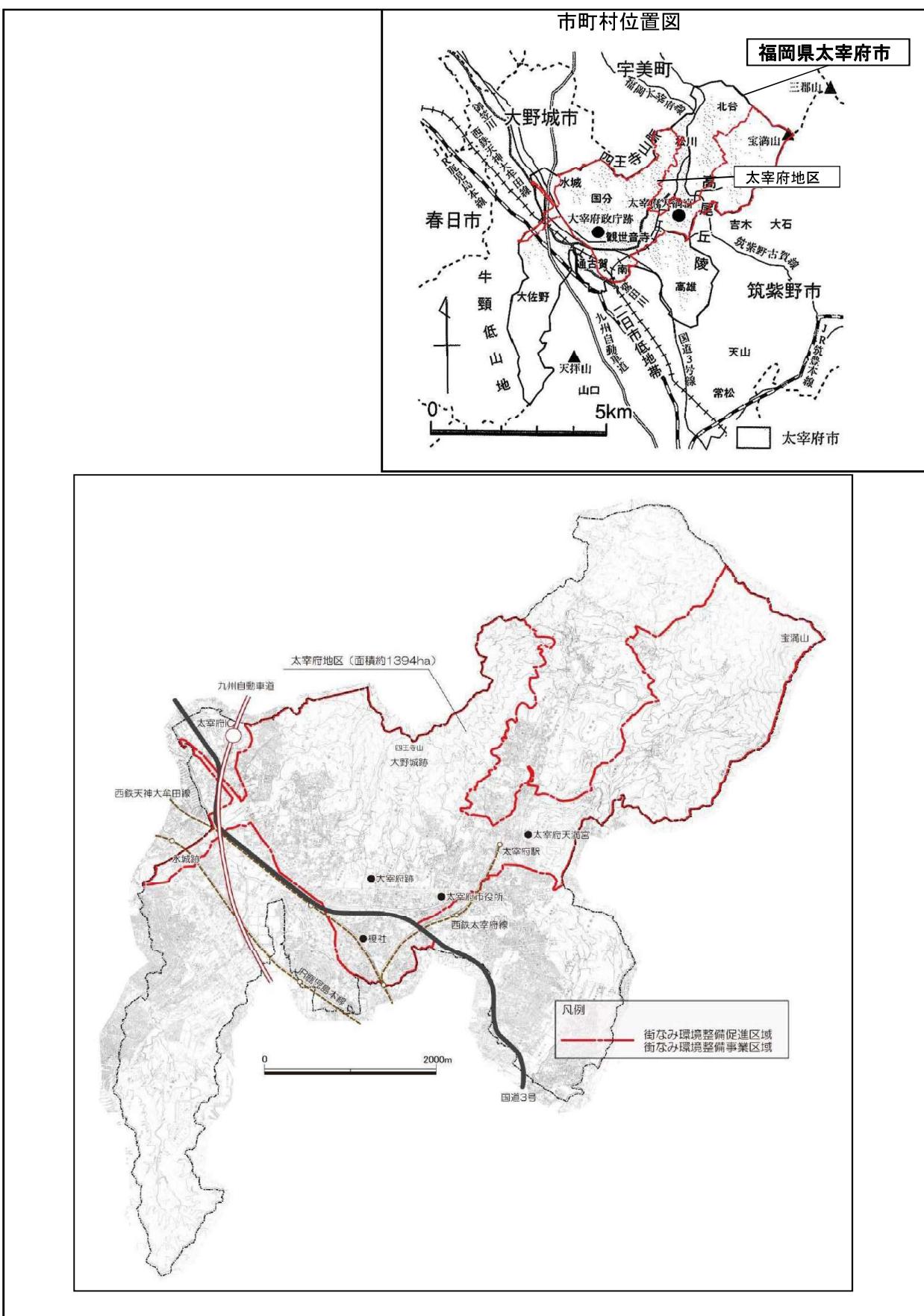
都道府県名	福岡県	市町村名	太宰府市	区域名	太宰府
区域現況	区域の概況			太宰府区域は、古代九州の政治軍事の拠点であった大宰府に関連する大宰府跡、水城跡、大野城跡や太宰府天満宮、さらに修驗道の山としての宝満山など名所・旧跡が豊富に残り、特に天満宮の門前には江戸期以降の民家建築が残る歴史的な街なみが残されている。現在の市街地は、古代大宰府の条坊のまち区割を引き継いでいる箇所が随所に見受けられ、また江戸時代の絵図にも門前の骨格を成す参道や小鳥居小路、また日田街道やどんかん道、参詣道などの通りが現在の道路と比定できるといった歴史的な市街地構造を継承している。 こうした歴史的市街地とそこに残る歴史的建造物と一体となって、天満宮の祭礼である神幸式、また名所・旧跡を巡るさいふまいりの習慣やその参拝客をもてなす門前の営みなどが連続と受け継がれ、太宰府区域には特徴的な歴史的風致が形成されている。しかし、門前において平成14年からの7年間でおよそ20棟の歴史的建造物の滅失が確認され、その後の敷地が空き地や駐車場化する状況も見受けられる。また歴史的通りの沿道も市街地の近代化や道路整備に伴って、歴史的風致を認識しづらい環境となりつつあり、こうした課題に対応し歴史的風致の維持向上を図ることが求められている。	
	道路の現況			区域内には九州自動車道並びに国道3号といった主要幹線道路が位置しているほか、県道が6路線ある。特に国道3号から太宰府天満宮への主要アクセスである主要地方道筑紫野古賀線や九州国立博物館へ向かう筑紫野太宰府線はイベント開催時等には渋滞が発生する。 門前については、筑紫野古賀線が外周を取り巻くように配置され、通過交通は排除されている。参道は太宰府駅以東について車の乗り入れ制限している。小鳥居小路～溝尻～雀田の南北軸は生活道路として一定の交通量があるが、幅員は概ね4～6m程度で歩道が設置されていない。	
	公園等の現況			太宰府区域の3割強にあたる約450haが国の特別史跡・史跡に指定されており、中でも大宰府跡は整備公開が図られ、市民や来訪者が集うオープンスペースとして活用されている。市街地後背の緑地となっている大野城跡（四王寺山）や線状の緑地帯として市街地のアクセントとなっている水城跡も復元整備や環境整備が実施されている。ただし、四王寺山や宝満山は竹木の繁茂や豪雨災害等により荒廃が見られるほか、四王寺山の市民の森は四阿が老朽化するなど風景の維持が課題となっている。 天満宮門前は、天満宮の社叢や四王寺山裾野の緑に囲まれた空間となっており、幸ノ元溝尻水路が南北に流れている。幸ノ元溝尻水路は、天満宮の社地と町地の分かつ結界の意味を持ち、門前の空間構造を理解する上で重要な歴史的建造物である。	
	地区住民のまちづくり活動の概要			太宰府区域においては、これまでにも「竹の曲保存会」（県無形民俗文化財）や「木うそ保存会」（知事指定特産民芸品）、史跡解説員など本市の歴史と伝統を反映した住民の活動が展開されてきたところであるが、平成22年度からは本市独自の制度である太宰府市民遺産の育成団体として計18団体が歴史的建造物等の文化遺産の保護や後継者育成、啓蒙活動等を展開している。 また、歴史的風致維持向上計画の認定を契機に歴史まちづくりへの機運が高まっており、門前では平成24年度に地区的居住者を主体としたまちづくり協議会を発足させ、門前のまちづくりを住民・行政が一体となって取り組んでいる。	

区域の整備に関する基本計画	整備の目標		太宰府区域のまちづくりは、太宰府固有の歴史的風致を具体的に構成している天満宮とその門前の歴史的市街地や古代に遡る大宰府関連史跡群や寺社などの歴史的建造物の保存整備を推進することで、住民生活に誇りと快適な生活環境を実現するとともに、古代太宰府より連綿と続く太宰府の歴史文化をさらに際立たせることによって、人々が来訪し交流することで、より地域の活力が向上することを目的とする。
	整備の時期		平成22年度に国の認定を受けた「太宰府市歴史的風致維持向上計画」の計画期間である令和4年度の13年間で地区施設整備、生活環境施設整備、並びに街なみ整備助成（歴史的風致形成建造物の保存修理、その他住宅への修景）事業を実施する。
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等	<p>区域内の道路については、原則として旧日田街道、参詣道、どんかん道、旧条坊痕跡をとどめる道路などの歴史的通りを美装化の対象として、沿道の歴史的資源を活用しながら、市民及び来訪者に対し、道路の歴史的な意味を顕在化させることを目指す。そのため美装化にあたっては、通りの歴史的文脈を十分に解釈し風格のある意匠とともに、門前の歴史的市街地、近代的な市街地、史跡地内など、その場所場所に調和した素材と色調とする。</p> <p>区域内の通路については、歴史的通りと一体的に回遊ネットワークを形成している路線を対象として、より安全かつ快適な歩行者空間を確保することを基本とする。</p>
		小公園等	<p>広場や小公園は、歴史的風致を構成する建造物や歴史的通りの沿道等で歴史的な由緒、伝説等と関連する場所で整備することを基本とし、さいふまいりの回遊拠点、大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致の維持向上を目的として、また歴史的風致に親しめる環境として活用されるようとする。</p>
		その他	<p>生活環境施設については既存の歴史的建造物の有効活用を基本とし、歴史的風致形成建造物の指定を前提として、これを取得し、地元住民が歴史まちづくりの活動拠点として活用できるような整備を実施する。</p> <p>小鳥居小路の水路については、歴史的風致形成建造物に指定したうえで、現在暗渠となっている水路の保存修理を実施し、門前の軸線である小鳥居小路の歴史的文脈を踏まえた景観を保全・復旧する。</p> <p>サインならびにガイダンス施設の整備にあたっては、歴史的建造物や歴史的な通りの沿道、また構口や交差点などの歴史的に重要な地点において、その歴史性を容易に認識、理解できるような環境整備を実施する。また、事業によって向上された歴史的風致に親しむことを通し、事業効果を促進するための便益施設として、歴史的風致を構成する文化遺産を説明するとともに、かつ多目的に利用できる駐車場ならびに広場の整備を行う。</p>
	住宅等の整備に関する基本事項	住 宅	<p>「太宰府市歴史的風致維持向上計画」に基づき指定された歴史的風致形成建造物を対象に、歴史的風致の維持向上に寄与する修理等に対して、所有者に費用の助成を行う。修理等の内容については、案件毎に所有者と行政が密に協議して決めることがあるが、必要に応じて文化財的な調査を実施するなど履歴に基づいた修理を実施し、建造物を往時の姿に修復、復原することを基本とする。</p> <p>その他住宅の修景整備については、地元住民で組織される協議会により、地区の景観や歴史的風致の向上に資する基準を定め、それに即した案件について補助を行う。当面は、協議会での基準の策定と共有化を支援し、本格的な修景助成については平成28年度以降での実施を目指す。</p>
		敷 地	<p>住宅の修理・修景と合わせて実施される外構の整備に関しては、上記住宅の整備に関する事項に準じ、今後協議会で策定される基準に基づく整備を実施することとする。</p> <p>それ以外の敷地は、歴史的通りの沿道の住宅や路外駐車場等について、通りに面する部分の緑化による沿道景観の形成を図るものとし、平成26年度以降に実施する。</p>

【位置図】

区域名または地区名

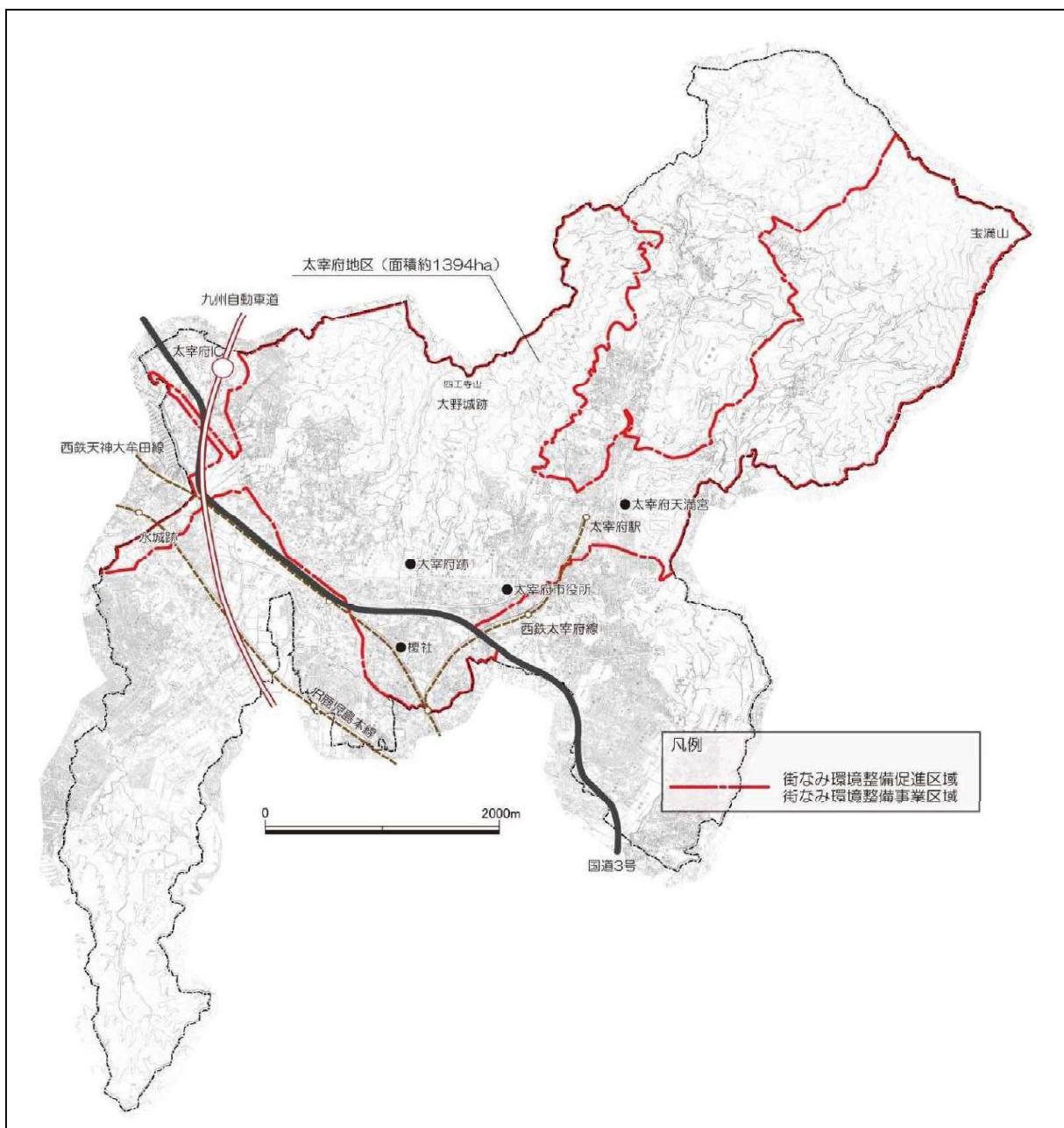
太宰府地区



【区域図】

区域名又は地区名

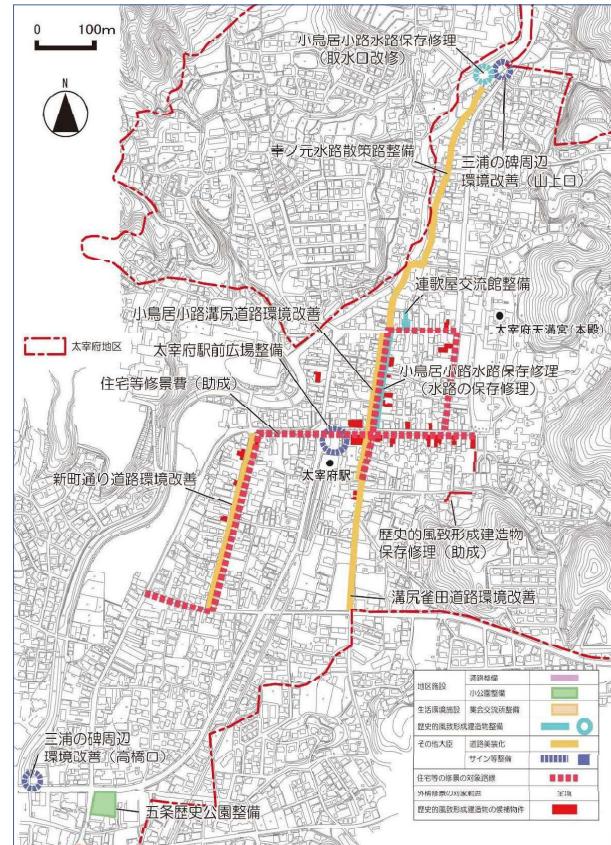
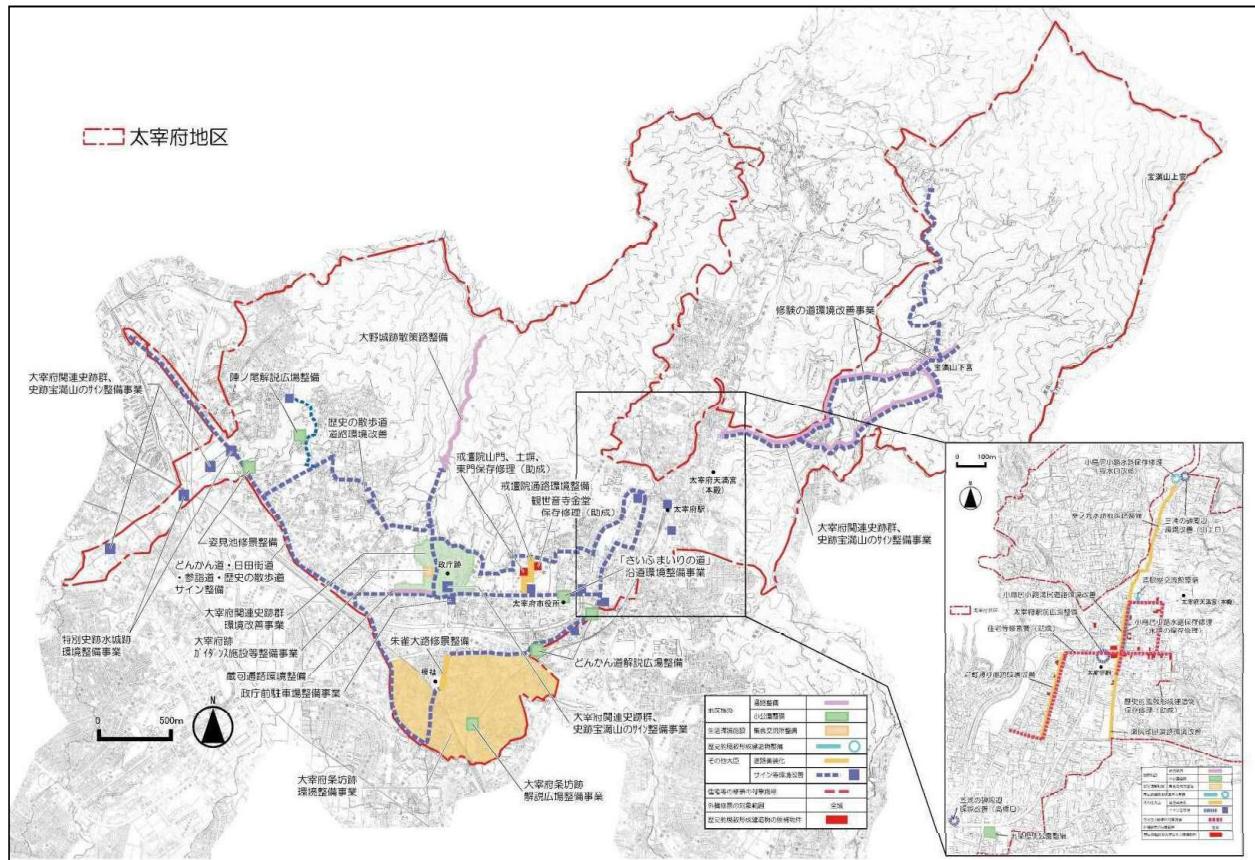
太宰府地区



【整備方針図】

地区名

太宰府地区



別記様式第6 街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	吉井区域
区域現況	区域の概況	吉井地区は、うきは市の中心部に位置し、白壁土蔵づくりや清流が多く残っている地域である。			
	道路の現況	区域内の道路は、国道・県道・市道により構成されている。地域の中心部を東西に国道210号線、南北に県道甘木吉井線が走り、生活道路として市内を網羅する市道より成り立っている。			
	公園等の現況	吉井町の中心部であり、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	白壁土蔵の町並みを背景とした「小さな美術館めぐり」や「お雛様めぐり」などを地区住民の有志により開催している。また町づくり研究会「街道塾」も発足し、個性豊かな町づくりを行っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	白壁土蔵づくりの町並みを有効に活用し、地域住民の発意と創意を尊重したゆとりあるおいのある住宅市街地の形成を図る。			
	整備の時期	平成6年度～令和5年度			
	地区施設等の整備に関する基本事項	通路等 (平成30年度まで)	カラー舗装等による雰囲気づくり・歩行者専用化(時間制限・日祭日等)・電線の地中化 幅員4m未満の道路等については、拡幅できるよう推進する。		
		小公園等 (平成30年度まで)	点としての個性的な緑のポイントづくり、線としての連続した緑による沿道修景		
		その他 (平成30年度まで)	看板等のデザイン、自動販売機・電話ボックスのデザイン、サインのデザイン、生活環境の整備、地区防災施設の整備		
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	白壁土蔵づくりの保存、修復、白壁土蔵の町並みにマッチした住宅の修景。 新築や増築時には、道路中心線より2m以上後退して建物の配置等を行うよう指導する。		
		敷地	屏(土屏、海鼠壁)、生垣の導入		
	その他の事項				

【位置図】

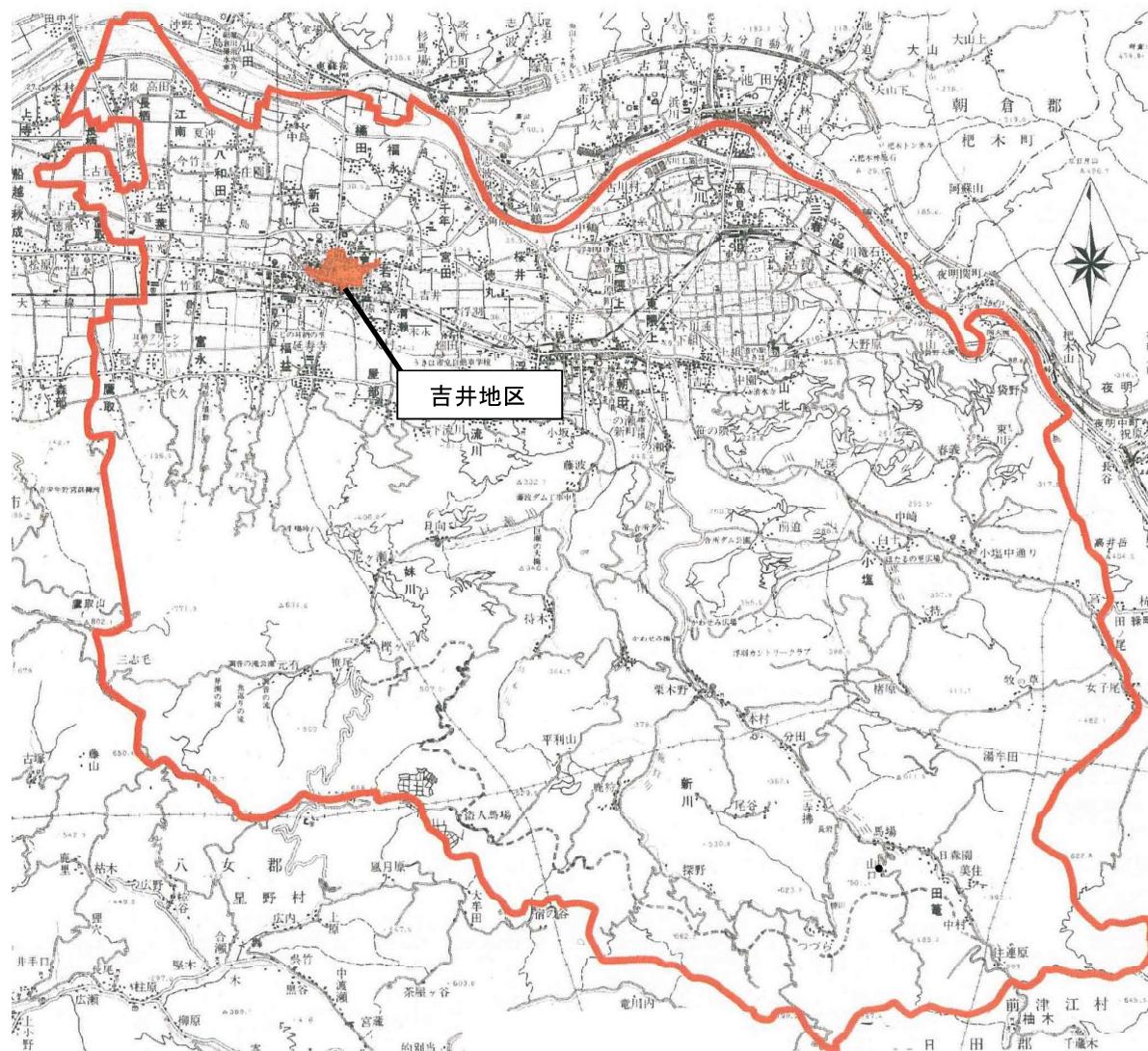
区域名または地区名

吉井地区

市町村位置図



吉井地区

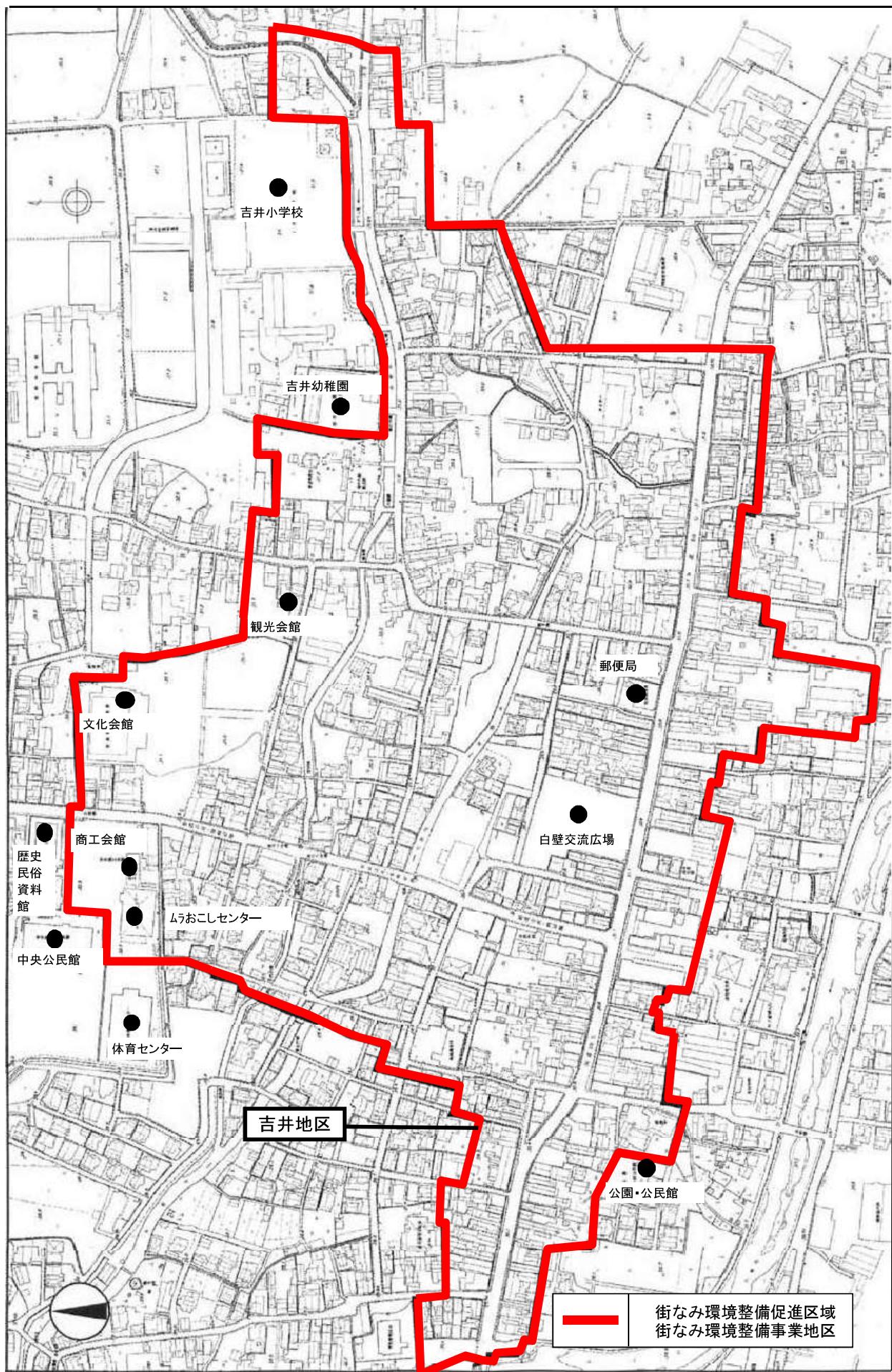


街なみ環境整備促進区域
街なみ環境整備事業地区

【区域図】

区域名又は地区名

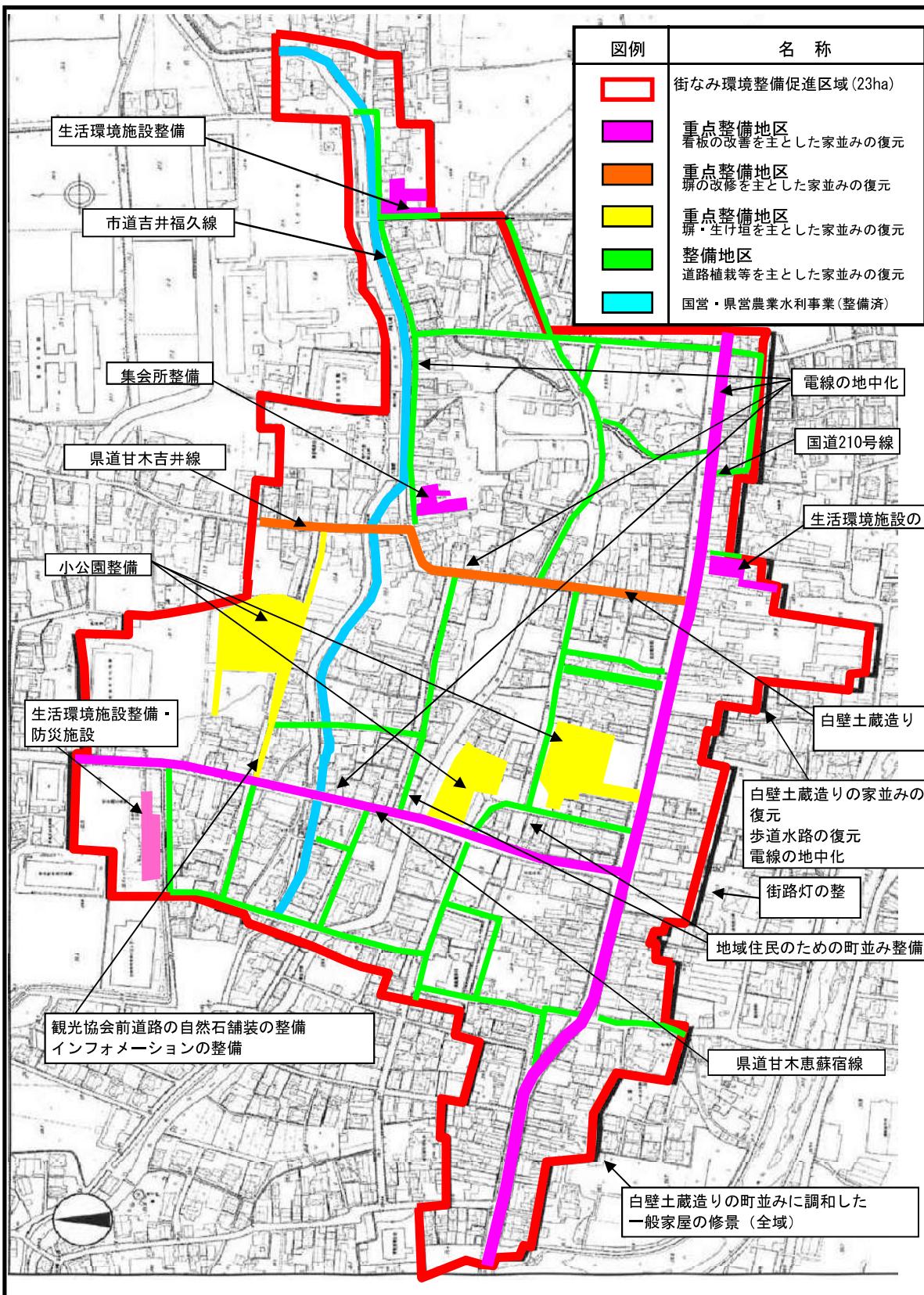
吉井地区



【整備方針図】

地区名

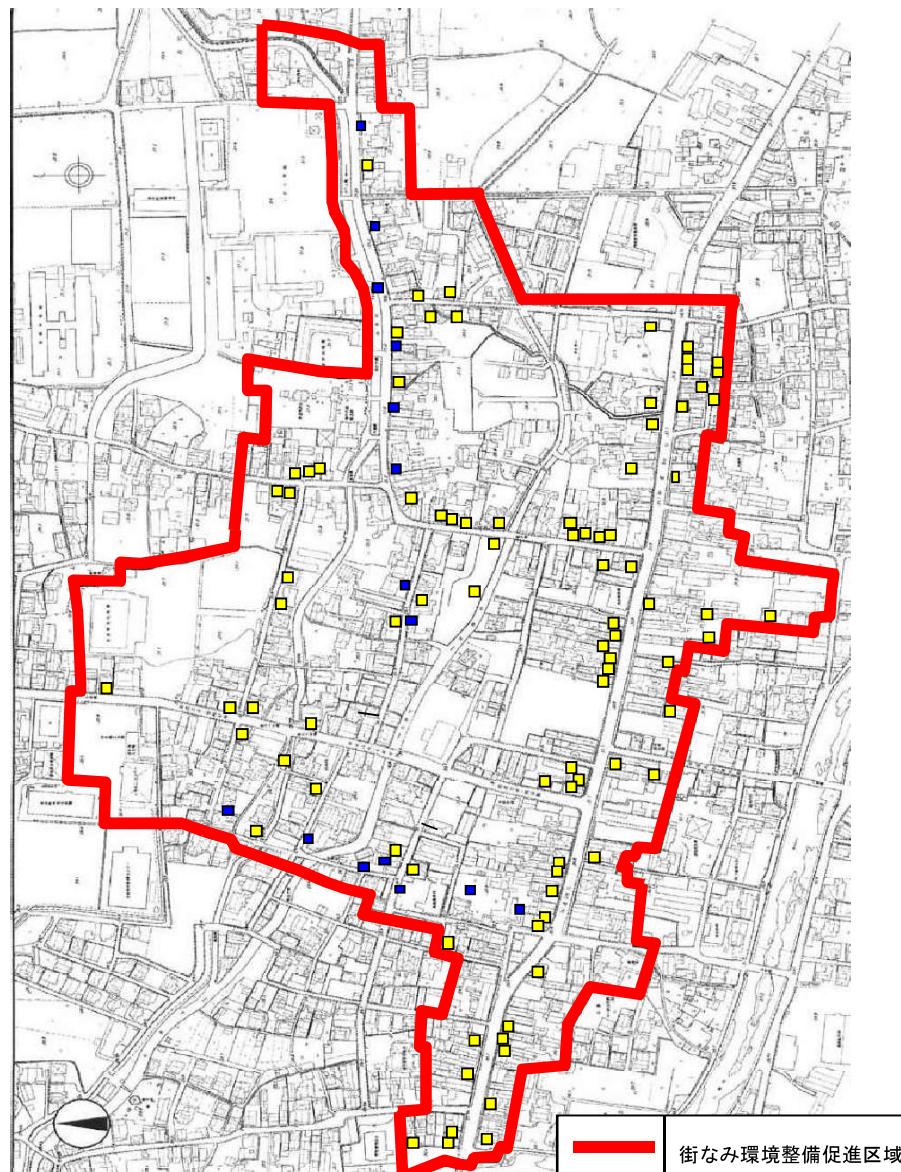
うきは市吉井地区



【街なみ環境整備事業計画概要図】

地区名

吉井地区



凡例	補助対象施設	事業量	事業期間
■	修景施設整備	89件	H7～H30
■	景観施設整備	15件	H31～H35

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	うきは市	区域名	新川田籠
区域現況	区域の概況	新川田籠は、うきは市の南東部に位置し、自然条件の厳しい山間部にあって隈上川、鹿狩川による水系からそれぞれの場所に応じた巧みな水利によってつくられた棚田が広がる地域であり、かつ旧往還に沿って伝統的な山村集落が今も息づく文化的な景観を見せる。			
	道路の現況	区域内の道路は、県道・市道により構成されている。地域の中心部を隈上川と並行して北西から南東に県道朝田日田線が走り、鹿狩川に沿うように市道が地域南西部の集落を循環する骨格となっており、そこから他の市道や農道及び里道によって宅地や農地が結ばれている。			
	公園等の現況	山村集落であり、神社やお堂など伝統的な交流スペースはあるが、公園等は存在しない。			
	地区住民のまちづくり活動の概要	平成18年に「つづら棚田を守る会」が発足し、棚田オーナー制度をはじめとして地域振興を行政と協働で担っており、平成23年、伝統家屋を活用した宿泊型体験施設「つづら山荘」を集落が主体的に運営するなど地域の魅力を活かした活動が育っている。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標	緑豊かな山林に囲まれ、棚田の石垣や集落の伝統家屋が織りなす歴史的かつ文化的な地域景観を、住民生活を尊重した環境整備により適切に維持保全することで、地域の活性化につながる生活環境の形成を図る。			
	整備の時期	平成23年度～令和5年度（13ヵ年）			
	整備地に施設等に関する基本事項	棚田や茅葺民家を求めた来訪者も多いことから、地元生活が阻害されず来訪者にはわかりやすい適切なサインや案内板の整備を行う。	その他 (案内板等)		
	住宅等の整備に関する基本事項	今後とも山村集落の歴史的風致を損なわないよう、現存する伝統家屋の外観を参照した住宅等の修景を推進する。 周囲境界の段差を石垣や石積として収めることを基本とし、必要に応じて板壁や生垣により沿道景観を調和させる。 棚田景観の保全育成を目的として、棚田の自主管理を維持育成するために、水路のメンテナンスや植栽（草刈）により外構修景を図る。	住宅 敷地 外構		

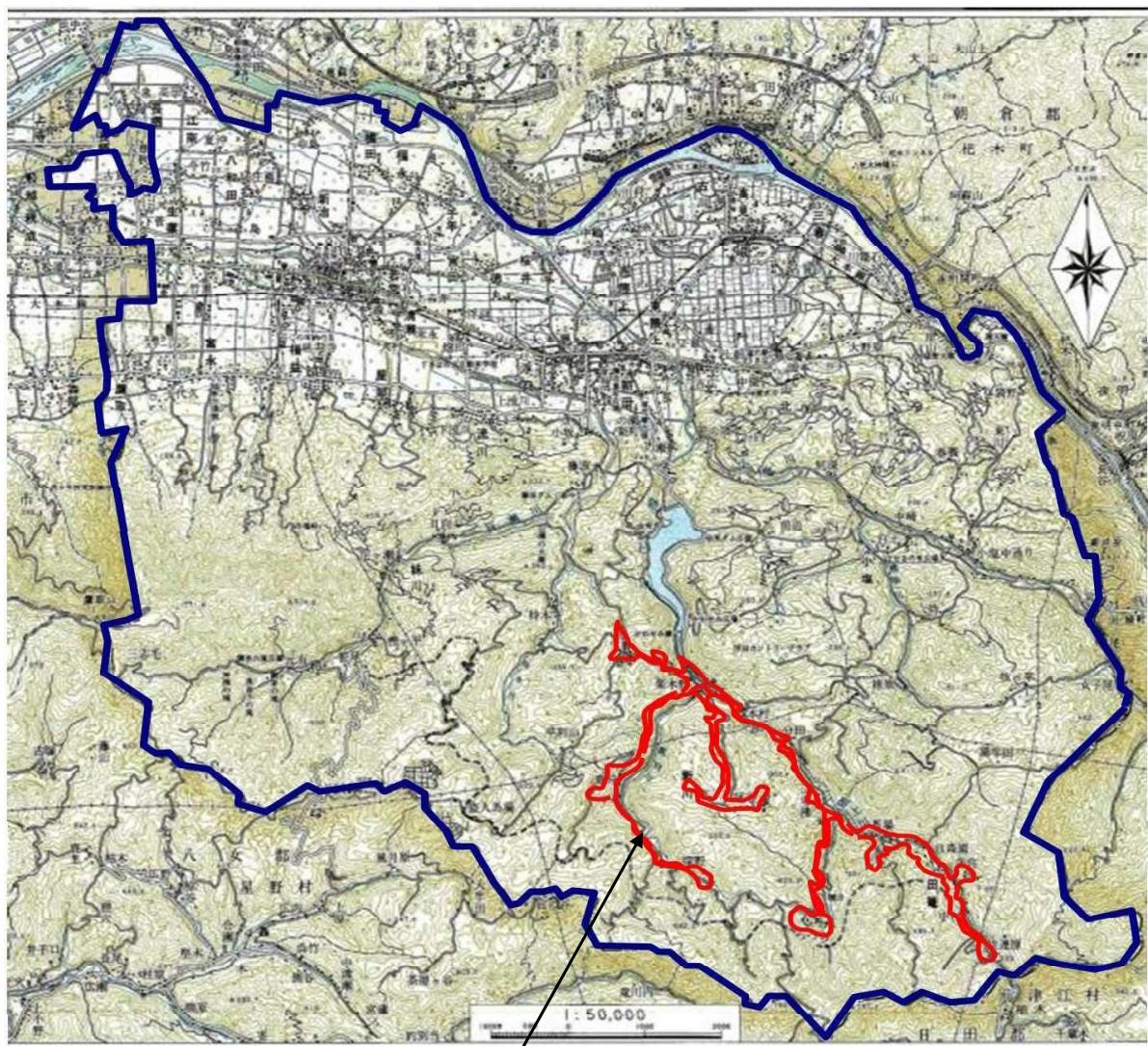
令和2年度

①案内図・位置図

位置図

新川田篭地区

案内図

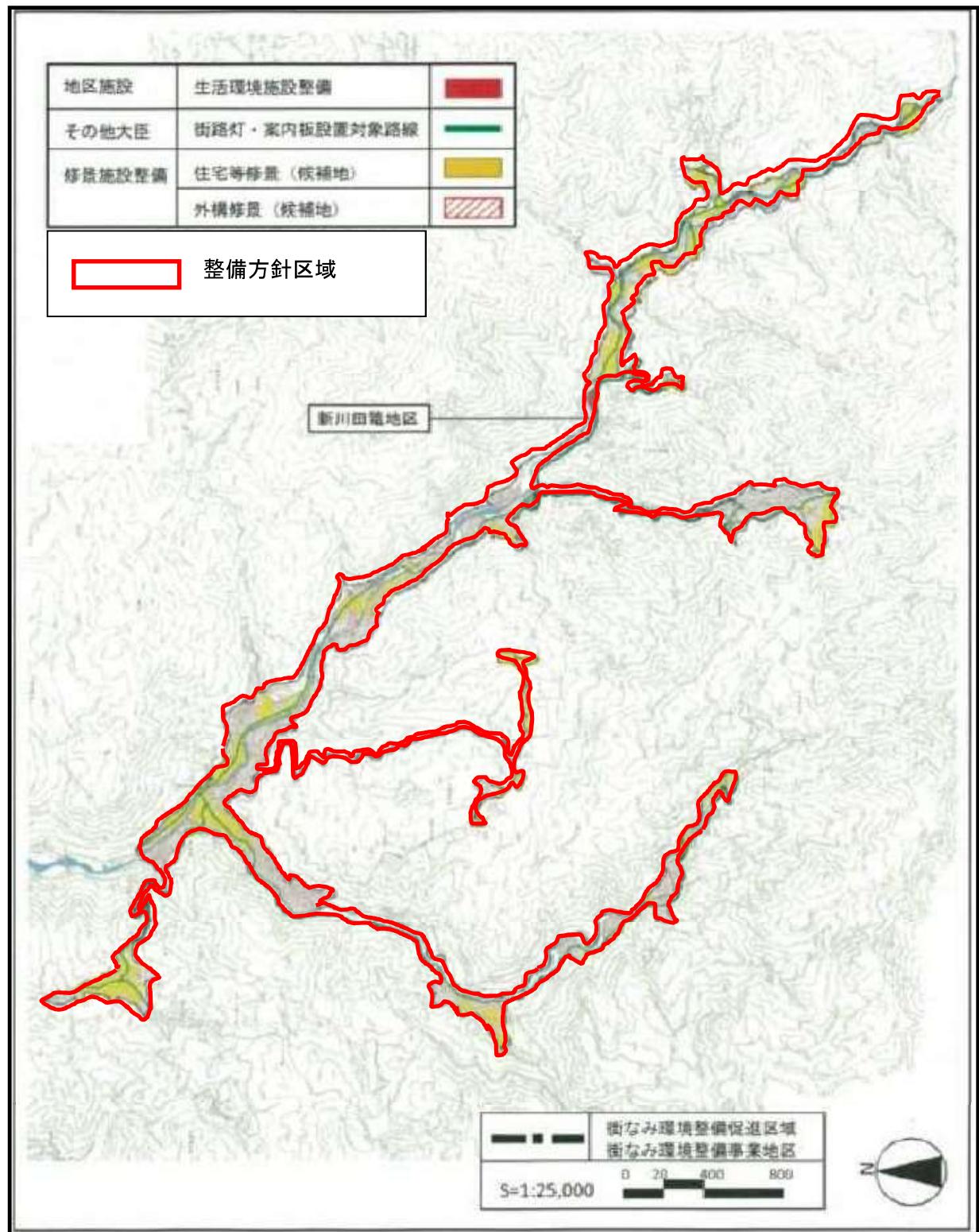


新川田篭地区

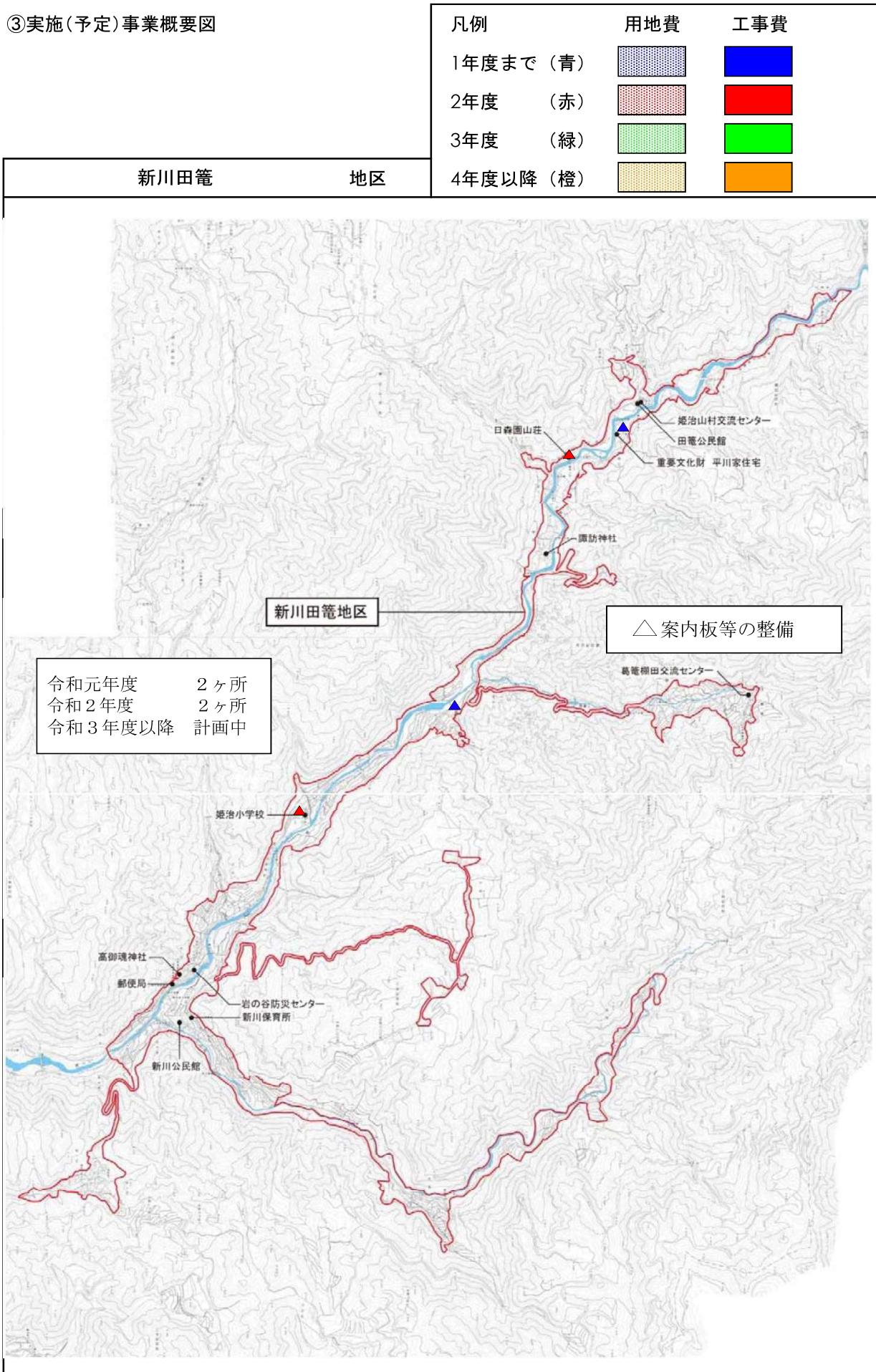
②整備地区計画図(整備方針図)

新川田籠

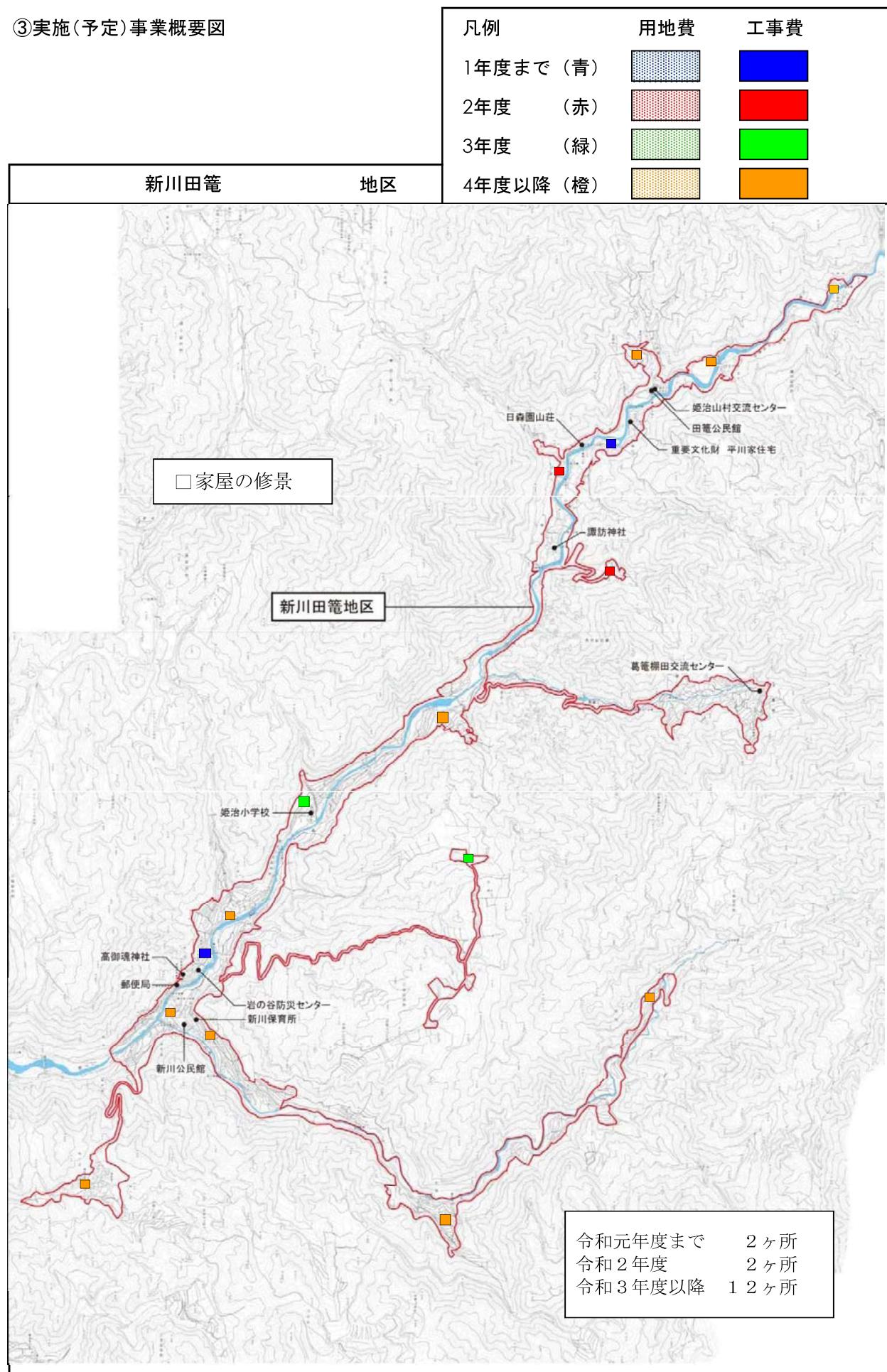
地区



③実施(予定)事業概要図



③実施(予定)事業概要図



街なみ環境整備方針説明書

都道府県名	福岡県	市町村名	添田町	区域名	添田町
区域現況	区域の現況				添田町地区は、国内で初めて指定された「耶馬日田英彦山国定公園」の主体をなし、古くから信仰を集める靈峰「英彦山」をはじめとする豊かな自然を擁し、その雄大な自然に育まれた清流を活かした農林業などが盛んな中山間地域に位置する。このような自然の中で、修驗道や五穀豊穣を祈願する神幸祭等の祭礼が国指定重要文化財建造物などの歴史的建造物が建ち並ぶ町家みを背景に、大切に受け継がれており、歴史・文化に富む地域である。添田町歴史的風致維持向上計画では、英彦山を中心とする区域を「英彦山区域」、日田道を中心に形成された市街地の区域を「添田本町等区域」として、重点区域に位置づけている。英彦山区域には、国指定重要文化財である英彦山神宮奉幣殿をはじめ様々な社殿の他、歴史的建造物や遺跡が残されており、歴史的な街並みと荘厳な自然を背景に修驗道の流れを汲む松会祈年祭が行われ、英彦山特有の歴史的風致を醸し出している。添田本町等区域には、英彦山信仰により形成された日田道沿道に、国指定重要文化財の中島家住宅などの商家や町家が軒を連ねている。このような場では、神幸祭等の祭礼が地域の方々により受け継がれ、岩石城の城下町として整備された町割りと相まって、地区特有の歴史的風致が醸し出している。
	道路の現況				添田町地区には、南側に東西に延びる国道 500 号、南北に県道 52 号や 451 号等が通り、英彦山区域と添田本町等区域へのアクセス路となっている。英彦山区域は、国道 500 号が東西に、県道 451 号が南北に延び、本区域への広域アクセス路となり、町道英彦山線である英彦山神宮参道が英彦山神宮や英彦山へのアクセス路となっている。英彦山内においても、様々な登山道が整備され歩行者ネットワークが形成されている。添田本町等区域は、県道 52 号が南北に延び、本区域への広域アクセス路となっている。県道 52 号からはかつての街道である日田道（現町道上町屋敷線）をはじめとした町道により、中島家住宅や添田公園等への道路が整備されており回遊ネットワークを形成している。
	公園等の現況				添田町地区は、英彦山をはじめ町域の 83%が森林となっており、雄大な景観を持つ自然観光地となっている。英彦山区域は、区域内全てが耶馬日田英彦山国定公園に指定されている。区域内には、英彦山神宮への参拝者や登山客、そして、周辺の建造物を巡る観光客の休憩所や交流の場として小広場等が整備され、町内外から人々が集う場として活用されている。添田本町等区域内には、筑豊地域随一の都市公園である添田公園が整備されており、四季折々の草花が織りなす風光明媚な情景により、公園散策や岩石山ハイキングなど、訪れた人々に癒しを与えていている。特に、園内には約 2,000 本の桜が植栽されており、春には県内でも有数の桜の名所として多くの花見客で賑わいを見せている。
	地区住民のまちづくり活動の概要				添田町地区では、郷土史会や添田町観光ガイドボランティア等の本町の歴史・文化を継承する活動をはじめ、様々な団体が様々な活動によりまちづくりを展開している。英彦山区域では、英彦山神輿を担ぐ会や彦山踊り保存会などの地域の歴史・文化を継承する活動が展開されている。また、英彦山神宮参道を中心に、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民や関係団体等による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。添田本町等区域では、中島家住宅が立地する日田道を中心として、歴史的風致維持向上計画の認定を契機とした、地元住民による歴史まちづくりを推進する機運が高まっている。

区域の整備に関する基本計画	整備の目標	本町は、添田町のシンボルである靈峰「英彦山」とそれにまつわる歴史的風致を維持向上させるため、英彦山（英彦山区域）とその麓の平野部（添田本町等区域）の2つの事業区域において、堅実かつ相互に連携した街なみ環境整備を先導することで、町全体の歴史と文化を基調としたまちづくりへと波及させる。これにより、地域活動の再活性や交流人口の増加を促し、歴史文化と賑わいが共存するまちづくりを目指す。英彦山区域では、歴史上価値の高い社殿や宿坊といった建造物が醸し出す参道独自の歴史文化を、一体的に整備することで歴史的風致の維持及び向上を図る。添田本町等区域では、歴史上価値の高い国指定重要文化財中島家住宅や町指定重要文化財中村家住宅といった文化財の公開活用による拠点形成を図り、それを活用したまちづくりを推進する。添田町地区全体にあっては、助成事業や地域活動の支援を行うことで、将来的に自立したまちづくり活動の実現を目指す。
	整備の時期	添田町歴史的風致維持向上計画の計画期間である、令和5年度までの10年間とする。
	協議会活動支援に関する基本方針	歴史まちづくりを推進する地域住民による活動団体を育成し、その後の自立運営を推進するため、地域住民等の活動に対する支援を実施する。
	地区施設等の整備に関する基本方針	通路等 歴史的風致を構成する建造物や自然等の資源、旧道としての歴史性を有する道路等が周遊路として一体感が創出されるよう、通路等を整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
		小公園等 歴史的建造物が立地する道路や歴史性を有する道路沿道等で、歴史的に大切な場所や歴史的風致を感じ取れる場所において、小公園の整備を実施する。
		その他 歴史的風致を形成する既存建造物を有効活用し、地域住民が地域活動や歴史まちづくりを行うための活動拠点、来訪者が歴史を感じられる情報発信拠点として、生活環境施設を整備する。歴史的風致を構成する歴史的建造物や自然等の資源は、火災によるき損・滅失の恐れがあることから、既設の対策を踏まえつつ、必要に応じて防災施設を設置することにより、防災性の向上を図る。添田町地区内で歴史的建造物等へと誘導を図るとともに、それらの周知のために設置されている案内板や誘導サインのうち、経年によりその機能を果たしていないものを除却するとともに、未設置の歴史的建造物等も含めて、説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインを設置する。設置するサインについては、本町全体の一体感が感じられ、かつ本町特有の歴史的風致を訪れた人々がより一層感じられるよう、ガイドラインを策定しデザインの統一を図る。町道英彦山線である英彦山神宮参道について、水道パイプの地中化、消火設備や街灯等の道路上工作物の修景整備を実施する。
	住宅等の整備に関する基本方針	住宅 歴史的風致を構成している歴史的建造物を対象に、その所有者等との協議を行いつつ、歴史的風致形成建造物に指定して、その修理事業等を実施する。歴史的風致を構成する建造物が複数建ち並ぶ道路や歴史性を有する道路の沿道等で、歴史的風致の維持向上を図るため、歴史的風致形成建造物以外の住宅等の修景整備を実施する。
		敷地 必要に応じて板塀や生垣により沿道景観に調和させる。

【位置図、区域図】

区域名または地区名

添田町地区



添田本町等区域

中島家住宅
(重要文化財)

凡例

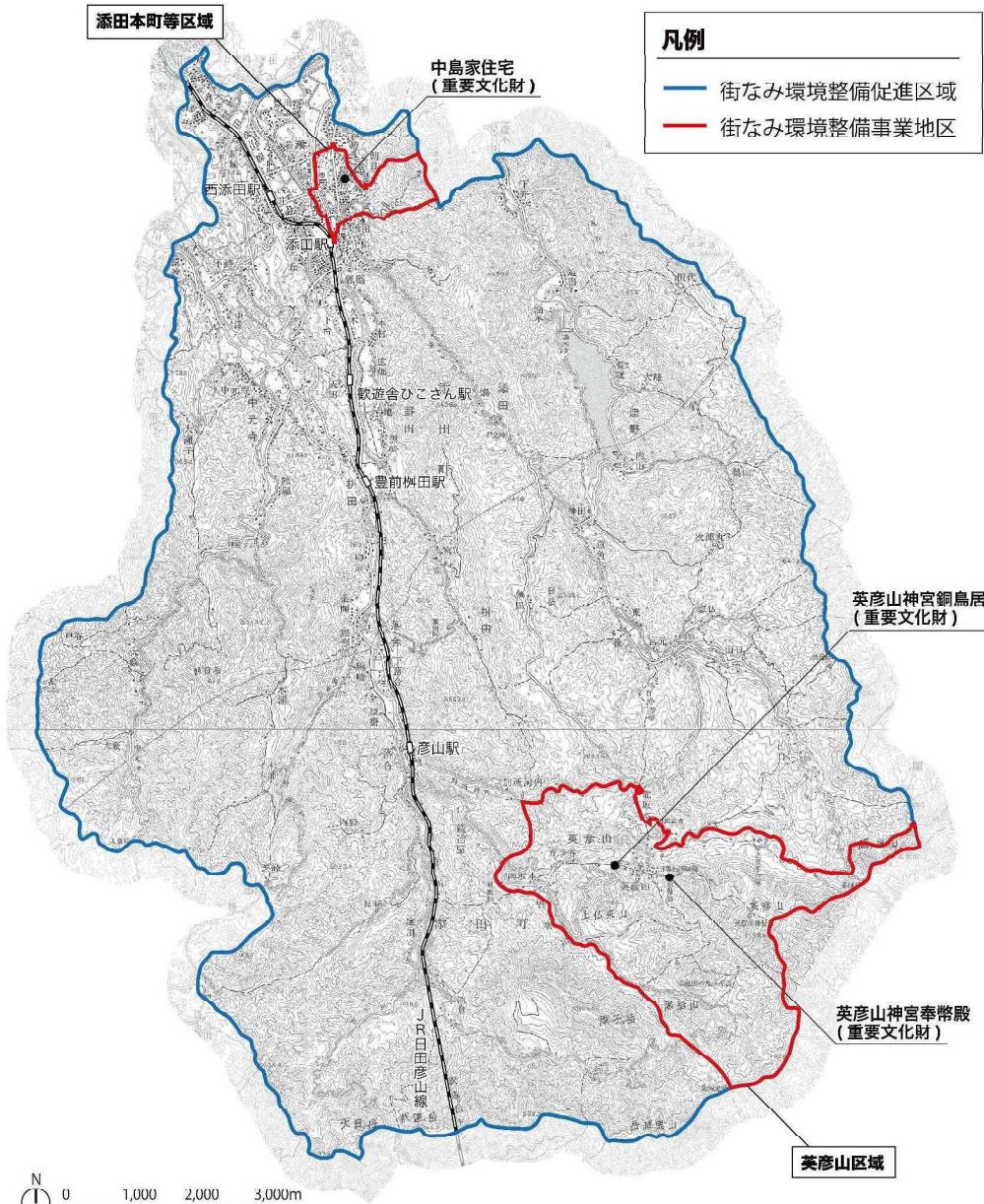
- 街なみ環境整備促進区域
- 街なみ環境整備事業地区

英彦山神宮銅鳥居
(重要文化財)

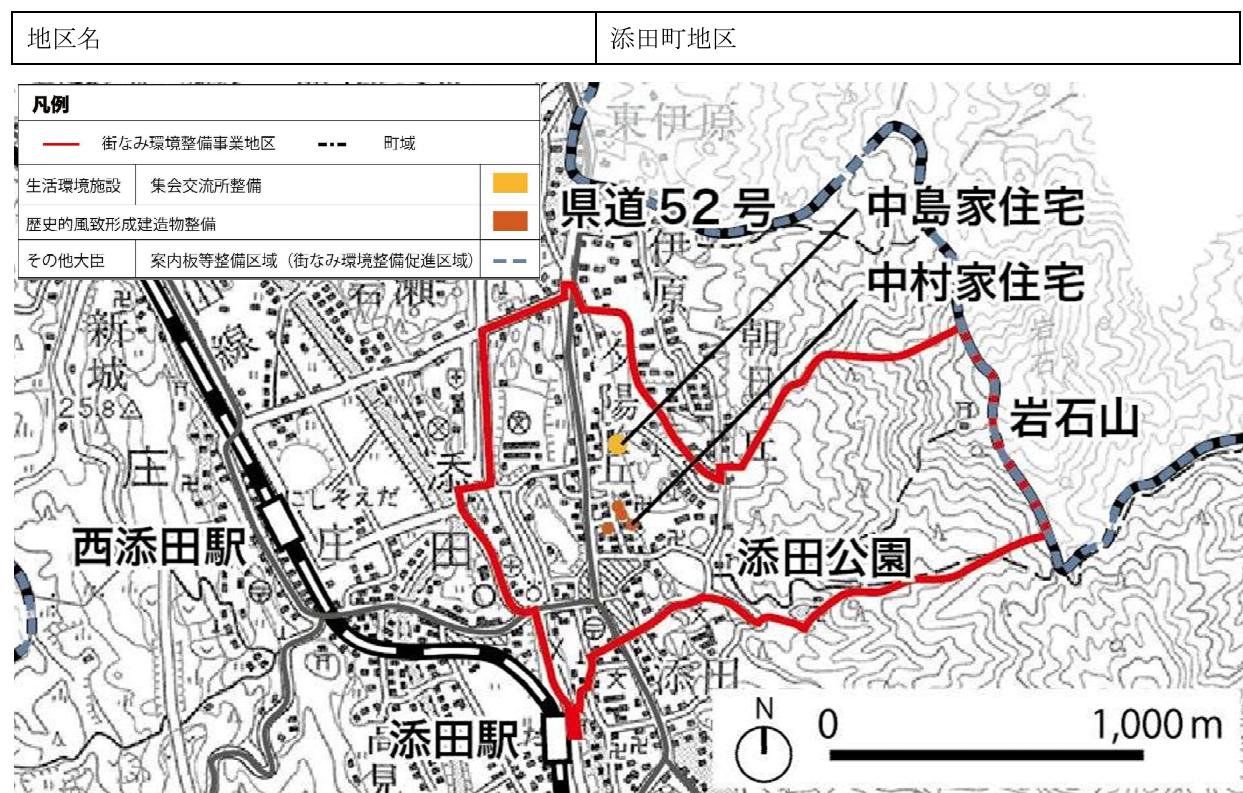
英彦山神宮奉幣殿
(重要文化財)

英彦山区域

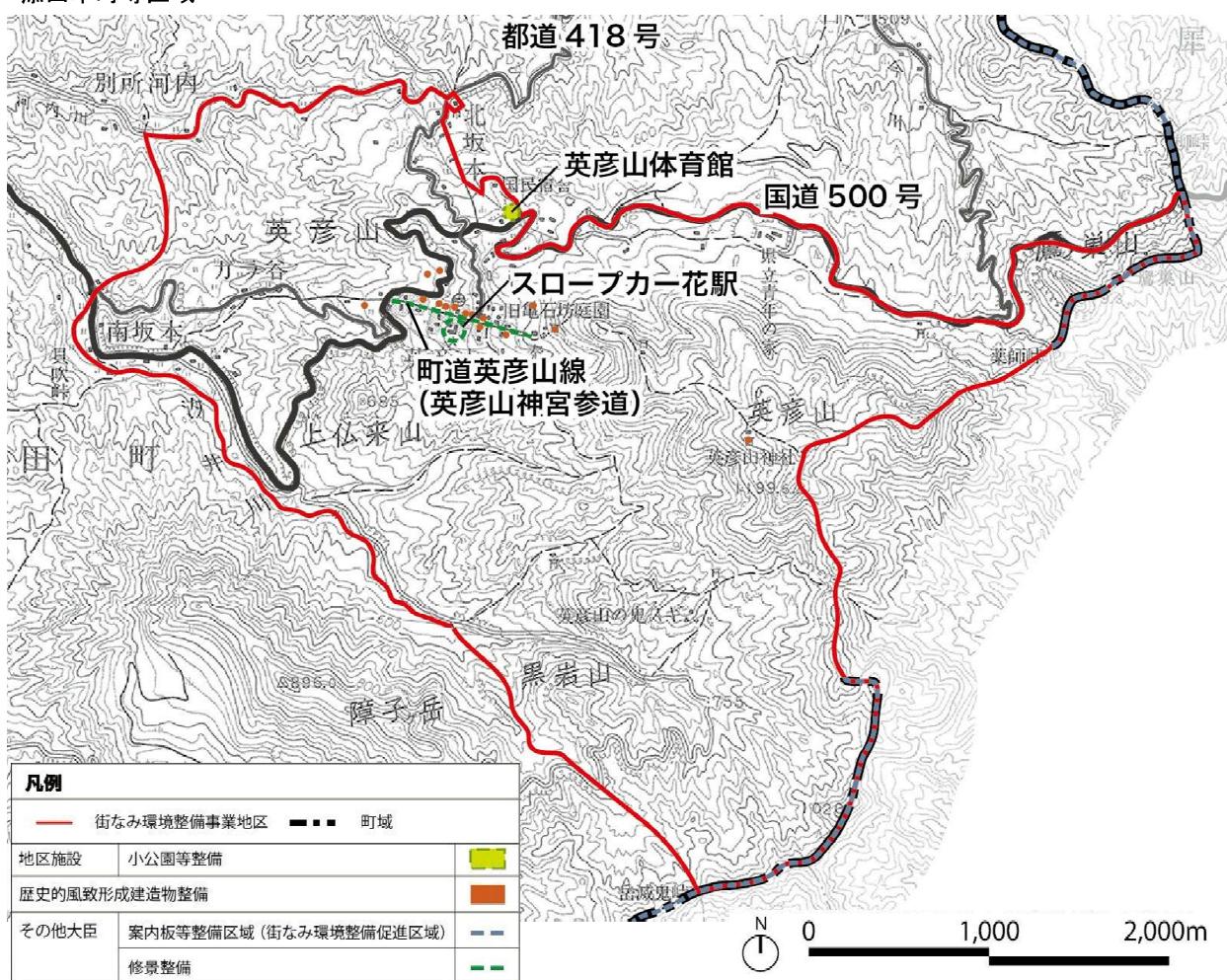
N
0 1,000 2,000 3,000m



【整備方針図】



添田本町等区域



英彦山区域